［調　査］　ソ連におけるコルホーズの国家化*

はじめに

本稿は，拙稿「『コルホーズ的・協同組合的所有』についての一考察」[1]の続編にあたるものである。前稿で私が明らかにしたかったことは，ソ連において「コルホーズ的・協同組合的所有」と規定されている経済関係は実際にはどのような内容をもっているのか，それはこの規定にふさわしい内容を実際に保持しているのか否かという点にあった。しかしそこでは，検討の対象が1937年ごろの初期コルホーズに限定されていた。これは，スターリン時代のコルホーズを，ようやく確立された姿において，平穏な時期にかんして，しかも37年の豊作がもたらしたスターリン時代中最良の経済状態において考察することを意味した。この検討の結論は，要約すれば，次の5点に整理できよう。すなわち第1に，コルホーズ経営の基本問題における意思決定の多くがコルホーズ員自身にではなく，国家に帰属しているという意味で，コルホーズの「国家化」の傾向が顕著であること。第2に，コルホーズ員の所得と，コルホーズ社会化経営で消費される労働力の再生産費の負担とが「個人副業経営」に大きく依存しているという意味で，コルホーズの「個人化」傾向が著しいこと。従って第3にコルホーズ経営は国家化されてコルホーズ員自身が創意と責任を発揮する余地が殆どないにもかかわらず，所得面では「協同組合」を理由にして，コルホーズは国営企業の勤労者のような保障を国家から与えられず，無責任に放置されており，コルホーズ経営におけるコルホーズ員の無権利状態が見られること，第4に，このような状況においては，社会化経営への労働参加に対するコルホーズ員の消極性がもたらされうるが，社会化経営への労働参加は，パスポート制度や組織的労働力募集制度によるコルホーズへのコルホーズ員の緊縛，住宅付属地面積の法律的制限，社会化経営における最低作業日数の法律的義務づけなどの非経済的諸強制によって確保されていること，第5に，以上から明らかなように，当時の広範なコルホーズにおける「コルホーズ的・協同組合的所有」制度の実際の内容は，国家による意思決定の横奪，所得面での無責任放置および非経済的諸強制を特徴とする，コルホーズ員の国家への隷属関係であったと思われること。以上の諸点が前稿の結論であった。

前稿の続編としての本稿の課題は，1970年代以降の近年のコルホーズ制度の実態を検討し，その経営のメカニズムを解明することにある。そのさい，戦前のコルホーズ制度との対比において，それを考察することが有益である。また近年のコルホーズを検討するのに必要なかぎりで，第2次世界大戦後のコルホーズについても分析を行なう。以下では，第2次世界大戦後のスターリン時代におけるコルホーズ，1950年代半から60年代にかけての対コルホーズ政策，1970年代以降のコルホーズの順で考察をすすめて行くことにしたい。

I　戦後スターリン時代のコルホーズ

［1］　コルホーズにおける意思決定の国家化

戦前のコルホーズを規定していた制度的要因には，この時期，基本的変更がなく，従って，コルホーズ経営の基本問題に関する意思決定の国家への帰属という，国家化の傾向にも，基本的変化はなかった。しかし戦後復興期という困難な経済状況のもとで，国家化の傾向は，所得分配の問題にも見られるように，むしろ強化されたように思われる。

まず生産問題の決定手続についていえば，1930年代の計画化方式が踏襲されていた。すなわちコルホーズは「農作業国家計画」課題と「畜産発展国家計画」課題を，末端の国家行政機関である地区（район）の執行委員会から受けとり，これにもとづいて作成した生産計画を地区に提出し，その承認をうける，というのがそれである。前者は，作物別播種面積，飼料用作物播種面積，種子用作物播種面積，作物別収穫率などをコルホーズに対して詳細に割り当てるものであり，後者は，次年度1月1日

＊　本調査では，資料収集のうえで，一部，本研究所資料調査室の宮地幹夫氏の協力を得た。

1)　［7］pp. 320–333.

までの種類別家畜増加頭数，種類別子家畜飼育計画などをコルホーズに対して割り当てるものである[2]。このように，何をどれだけ生産するかという基本問題の決定は，生産課題の割当方式を通じて，国家によって行なわれていたが，これは1935年に制定されて以来法律として機能してきた『農業アルテリ模範定款』(以下『模範定款』と略す)の次の規程，すなわち「アルテリは，労農政府機関の定めた農業生産計画と国家に対するアルテリの義務とを正確に遵守しつつ，計画にもとづいて，自己の集団経営を行なう義務を負う」[3](第6条)という規程にもとづいて，合法的に行なわれるものであった。

このように生産問題の意思決定は，戦後も，基本的には国家に帰属していたといえるが，戦前にくらべコルホーズに対する国家の干渉はさらに強化されていたようである。というのは，1953年9月3日のソ連邦共産党中央委員会総会におけるフルシチョフ報告の中で，この計画化方式の欠陥が次のように指摘されているからである。すなわち「農業・調達省の活動上の欠陥は，農業の計画化のやり方のうちに，とくにありありと反映している。計画には，地方機関，エム・テ・エス，コルホーズのイニシアチブを束縛する，多くのよけいな指標が含まれている。コルホーズにたいする農耕と畜産の計画課題だけで，200～250の指標があると言えば，それで十分であろう。……多数の指標を含むいろいろな課題の数が極度に多いため，報告すべきことが法外に多くなっている。……どのコルホーズでも，地区の農業機関に，1年間に約1万もの指標にかんする報告資料を提出する。戦前期とくらべて，コルホーズの報告すべき指標の数は，ほとんど8倍にふえた」[4]。この指摘に従えば，戦後復興期のコルホーズ生産問題の意思決定は，戦前期以上に国家の手に集中されていたことになろう。

しかしここで付言しておく必要があるのは，コルホーズは単に生産問題の意思決定のレベルにおいてだけでなく，その実施のレベルにおいても国家による統制をうけていたということである。というのは国家機関であるエム・テー・エスは，コルホーズに対するサービス提供の見返りとして現物支払を受けとっただけでなく，コルホーズの経営地における農作業の実行を通じて，コルホーズに割り当てられた計画課題の遂行を点検，監督していたからである。これが「同一の土地で2つの社会主義企業が経営する」[5]事態であり，コルホーズの創意を抑圧するものだとして，後に批判されたことは周知の通りである。

次に生産物の分配に関しては，コルホーズの裁量権が戦前にくらべて著しく狭小になっていた点を指摘することができる。各コルホーズでの総生産物の分配は，『模範定款』に従って次の方式で行なわれていた。すなわちまず国家に対して①義務納入，②エム・テー・エスへの現物支払，③赤軍防衛フォンドへの引渡，④種子返済など[6]の形態で上納し，次いで⑤種子フォンドと飼料フォンドを予備(年間必要量の10～15%の範囲)とともに貯蔵し，⑥総生産物の2%以内で社会保障フォンドを形成し，総生産物の中から以上のすべてを差し引いた残りのうち，⑦国家または市場に販売する部分の量をコルホーズ員総会で決定し，⑧最後に余った残余を作業日に応じてコルホーズ員に分配するというのがそれである。上記の①～⑤は，国家計画課題の下達と国家機関の承認によって確定されるもので，コルホーズにはその意思決定権がなく，⑥については上限が定められているうえ，その量は微々たるものであった。一応コルホーズ自身の決定事項とみなしうるのは，残余生産物を⑦と⑧のあいだでどのように分配するかという点に限定されており，⑦と⑧の合計がコルホーズ総生産高に占める割合は，例えば穀物のばあい，1937～38年で3割～4割程度であった[7]。ところが戦後期ではこの割合は第1表から明らかなように，2割前後に落ち込んでおり，従って1937～38年には生産物分配面で，コルホーズは「3割自治」とか「4割自治」とか言いうる状況にあったのに対して，戦後復興期は「2割自治」程度にすぎなかったことになる。しかしこのような表現は，市場への販売を過大評価したことになるかも知れない。というのは，1937年にコルホーズ農民1人当り穀物消費量が249.1 kg，革命前で農村住民1人当り穀物消費量が216.8 kg，1923-24年ではこれが253.1 kgであったにもかかわらず[8]，1945年や46年にはコルホーズ農民1人当りのそれが約70 kgにすぎないことに示されるように[9]，当時コルホーズは飢餓的状況におかれていたので

2)　詳細については，拙稿 [7] pp. 321-322 を参照されたい。

3)　[58] 1935年3月7日。No. 11, стр. 129-139.

4)　[3] pp. 43-4 および [31] стр. 63.

5)　[35] стр. 472.

6)　作物の種類により予約買付のある場合は，これを履行する。

7)　[7] pp. 324-5.

8)　[16] стр. 208.

9)　第1表参照。なお他の主要食糧であるじゃがいもの場合，年間のコルホーズ農民1人当り作業日支給量が1940年には120 kgであったのに対して，1945

第1表　戦後スターリン時代のコルホーズ作業日支給

	①穀物実収穫 100万トン	②このうち国家への引渡%	③市場への販売 %	④作業日支給 %	⑤作業日支給量 万トン	⑥コルホーズ住民1人当り作業日支給 kg	⑦コルホーズ貨幣所得のうち作業日支給 %	⑧労働可能コルホーズ員1人当り作業日支給現金額 ルーブリ	⑨労働可能コルホーズ員夫婦作業日支給現金額 ルーブリ
1940	76.2	41.7(42.8)	3.0	19.9	1520	201(200)	41.6	249	513
1945	33.3	52.2(50.6)	1.0	13.8	460	71(73)	28.5	213	465
1946	29.1	51.5	—	14.1	410	64	30.8	215	464
1947	47.6	47.3	—	16.2	770	116(114)	30.4	255	542
1948	48.5	50.0	—	15.9	770	115	30.2	242	515
1949	54.1	48.2	—	—	—	—(127)	30.8	282	532
1950	66.4	42.0	—	18.7	1240	172(170)	35.0	389	829

備考：(1) ①と②は[2]p. 50，③は同 p. 20 より，④と⑧は[15]стр. 256 よりとった。
(2) ⑤の数値は①と④から計算した。⑥の数値は，コルホーズ住民の数が[15]стр. 222 より 1940 年-7580 万人，1945 年-6440 万人，1946 年-6410 万人，1947 年-6660 万人，1948 年-6680 万人，1949 年-6950 万人，1950 年-7220 万人とわかるため，これと⑤の数値を用いて算出した。なお⑥の(　)内は[15]стр. 269 よりとった。
(3) ⑦は[15]стр. 256 よりとり，⑧は[15]стр. 116, 258 より明らかになる労働可能コルホーズ員1人当り作業日数(全国平均)と1作業日当り現金支給額(全国平均)とを乗じた結果である。⑨は，同様に，労働可能コルホーズ員の男子作業日数と女子作業日数を単に合計して算出したもので，現実の夫婦の作業日支給現金受領額を示すものではない。

あり，市場向け販売を行なう余裕はとてもなかったと推測されるからである。従ってコルホーズにとっては，残余生産物を⑦と⑧とのあいだに分配する自由も殆ど無かったという方が適切であろう。

最後に，人事面における意思決定の帰属について，コルホーズ議長の任免の問題を見てみると，事態は戦前と戦後とでは基本的に変わっていないことがわかる。この問題における戦前の特徴は，地区の党・国家機関が議長の任免を決定し，これをコルホーズ員総会が追認するにすぎず，コルホーズ員はその決定にある程度まで抵抗できたにとどまる，という点にある[10]。戦後の事態もほぼ同様であり，例えば1946年9月19日付ソ連邦閣僚会議・全ソ連邦共産党(ボ)共同決定『コルホーズにおける農業アルテリ定款の侵犯を除去する措置について』の中では，「コルホーズ議長がコルホーズ員の同意なしに，地区の党・ソヴェト組織によって任命され更迭されている」[11]と指摘され，「コルホーズ員総会を開かないでコルホーズ議長を任命したり更迭したりすることを，党の地区委員会，地区ソヴェトおよび農業機関に対して厳禁する」[12]と定められた。またФ. コシェリョフによると，ゴーリキー州のピリネフスク地区の党組織は，1946年の6ヶ月間に30名のコルホーズ議長を自己のイニシアチブで更迭している[13]。さらに，戦後復興期にコルホーズ議長を勤め，1951年に西独に亡命したF. ベロフによると，当時のコルホーズ議長の「選挙」方法は次のようなものであった。すなわち　① 地区党委員会の代表が総会においてコルホーズ員に対して，役職を遂行するように地区機関によって指名された人物の名簿を提出する。② コルホーズの党組織とその積極分子は，この提案を支持する。③ 平のコルホーズ員は，上からの提案に対する賛成の挙手を自動的に行なう。④ コルホーズ員の抵抗などがあって，地区機関がコルホーズの主要ポストにその好ましい人物をすえることができない場合には，この総会は解散され，継続総会のための別の日程が定められる。⑤ 総会は，地区党委員会の書記，地区執行委員会の議長の出席のもとに3日から4日も続けられる場合があり，結局地区当局は目的を達成する。コルホーズ議長の「選挙」は以上のような仕方で行なわれていたようであるが，ベロフによると，年がたつにつれて地区当局の決定に本気で反対するコルホーズの数は段々少なくなり，1949年までには大抵のコルホーズで，総会は機械的にめくら判を押すようなものであった[14]。なお先に触れた1953年9月のフルシチョフ報告の中にも，次の

年には 27 kg，47 年には 48 kg，49 年には 58 kg，50 年には 46 kg にしかならなかった。[15] стр. 269 参照。

10) [7] pp. 326-7.

11) [35] стр. 292.

12) Там же, стр. 294.

13) [60] 1947, No. 7, Ф. Кошелев, "Демократические основы управления делами сельскохозяйственной артели", стр. 24.

14) [8] p. 35. なおそこには，コルホーズ員の抵抗にあって地区機関が当初予定していた候補者を議長に据えることができず，ベロフ議長の誕生となった興味深いプロセスが記述されている。

ような指摘がある。すなわち「コルホーズ議長を選ぶ仕事が満足におこなわれていない結果，議長はしばしば更迭されている。議長のほとんど$\frac{1}{3}$は1年足らずしかこの職で働いていない。1年間に議長が2回から3回も交替したコルホーズが，たくさんある。こうした議長の多くは，その任に耐えないため，もしくは職権濫用のために解任されたものである。へまをやった人物や公共のものを私消した人物を，地区委員会が，コルホーズからコルホーズへとおきかえて，コルホーズ員におしつけている例は，少なからずあげることができる」[15]と。以上のように，コルホーズ議長は地区機関によって一方的に任免されていただけでは必ずしもなく，コルホーズ員が地区機関の意思にある程度抵抗した場合や，そのような抵抗のために地区機関の同意しうる人物の範囲内でコルホーズ員が自分で選出する結果になった場合もないわけではないが，このような場合も含めて基本的には，コルホーズ議長人事は地区機関によって掌握されていたといえよう。コシェリョフはこのような事態を，一部地方の党やソヴェトの指導者による「国営企業と協同組合・コルホーズ企業との同一視の結果である」と述べたが[16]，それは一部指導者によるこのような誤りの結果というよりも，むしろコルホーズ議長という役職そのものが，国家に対するコルホーズとコルホーズ員の従属をコルホーズ内部において確保する機能を付与されていたという，より構造的で一般的な要因の結果だと思われる。また，コルホーズ議長候補者が不足しているために，「あまり読み書きできない者や，コルホーズ生産の指導をまともに組織する能力のない者」[17]を議長ポストにつけざるをえないという事情も，考慮されるべきであろう。このような諸事情のもとで，コルホーズ議長任免問題の意思決定は，戦後復興期においても戦前と同様に，国家化されていた，ということができる。

以上から明らかなように，戦後においても生産・分配・人事などコルホーズ経営の基本問題に関する意思決定は，その大部分が党・国家に帰属しており，この意味でコルホーズ的・協同組合的所有は国家化されており，従ってコルホーズ員が共同所有にもとづく共同経営者として，コルホーズで労働することは，多くのばあい，客観的に殆ど不可能であったと思われる。

[2] コルホーズ員の労働力再生産

前稿で明らかにしたように，戦前期においては，コルホーズ員の所得と社会化経営で消費される労働力の再生産とが，住宅付属地における個人「副業」経営に大きく依存しており，この意味でコルホーズの「個人化」傾向が顕著であった。1937年から38年というコルホーズ員にとって最も恵まれた年においてさえ，コルホーズは社会化経営において農家労働力の約80%を消費しながら，農家労働力再生産費のよくみても約50%しか負担しておらず，従ってそれは，自己の消費する労働力の再生産をそれ自体では保障できなかったといえる[18]。このような傾向は，戦後復興期には，強まりこそせよ，決して弱まりはしなかったと推測される。

まず第1表より明らかなように，コルホーズ員に対する生産物の作業日支給は，戦後激減しており，穀物のばあい1947年には1940年のほぼ50%にすぎず，1950年でも40年の85%にとどまっている[19]。また現金支給は，1950年に1940年の1.6倍にまでふえているが，この間に国家小売価格は2倍，農民が工業から購入する消費財の価格は10倍に上昇したといわれているから，現金支給にもとづく実質所得も，大巾に減少していることになる[20]。

次に社会化経営におけるコルホーズ農家の労働力支出についてであるが，これがコルホーズ農家労働力支出のどのくらいの割合を占めるのかを直接示す資料は入手困難である。そこで，1937～38年の平均的コルホーズ農家のばあい，その労働力の約80%を社会化経営で支出していたことを前提し，これが戦後どのように変化したかを推測することにしたい。

第2表に示されるように，農家1戸当り家族員数と労働可能コルホーズ員数とは，戦争の影響をうけてかなり

15) [3] p. 51 および [31] стр. 73。
16) [60] стр. 18.
17) [3]「幹部と技術は農業を高揚させる決定的な力である」p. 74。[31] стр. 105。なお1953年9月7日付共産党中央委員会総会決定『ソ連農業を一層発展させる諸方策について』によると，当時9万4千人のコルホーズ議長のうち，高等教育をうけたものは2,400人，中等専門教育をうけたものは14,200人にしかならなかった([57] T. 4, 1968, стр. 23)。
18) [7] pp. 330–1.
19) じゃがいもの支給量は注9を参照。
20) [4] p. 243 および [25] стр. 266。なお A. ノーヴによると，砂糖1kgの配給価格が1946年9月まで5.5ルーブリ，10月以降15ルーブリであったが，配給外では750ルーブリに達した。バター1kgの配給価格は1946年10月より66ルーブリになった。ちなみにコルホーズ員一世帯当り年現金収入は623ルーブリであった([5] pp. 362, 370–1)。また当時コルホーズ農民から徴収される農業税は，本稿60ページからも推測されるように，コルホーズ農家現金収入に比してかなりの高額に達したと思われる。

第2表　戦後期コルホーズの社会化経営における労働

	農家1戸当り家族員数　人	農家1戸当り労働可能コルホーズ員数　人	農家1戸当り稼得作業日数　日	労働可能コルホーズ員1人当り作業日数　日	労働可能コルホーズ員1人当り播種面積　ha
1937	4.1	2.2	438	194	2.8
1940	4.1	1.9	483	254	3.3
1945	3.6	1.3	325	250	3.6
1950	3.5	1.5	377	251	3.9

出所：1937年については[9] p. 711, [37] стр. 1, 35, 36, [55] 1939 No. 5 стр. 164より，それ以外については[15] стр. 116, 212, 222より作成。

減少しているが，労働可能コルホーズ員1人当り年間稼得作業日数は，1937年にくらべて20%以上ふえている。コルホーズ農家1戸当り現有労働力が1937年の2.2人から1950年の1.5人に30%以上減少しているときに，社会化経営での労働力支出は，農家1戸当り年間稼得作業日数でみると，37年の438から50年の377にわずかに14%しか減少しておらず，労働可能コルホーズ員1人当り年間稼得作業日数でみると，37年の194から251に29%も増加していることは，コルホーズ農家の労働力配分において，社会化経営での労働力支出の割合が37年から50年にふえこそしても決して減少していないことを示している。

従って，戦後は社会化経営からのコルホーズ農民1人当り所得が大巾に減少したにもかかわらず，社会化経営での労働力支出の割合はむしろ増加していると考えられるから，37年当時の状況，すなわちコルホーズ農家はその労働力の約80%を社会化経営で消費しながら，そこからは労働力再生産費の50%しか獲得できていないという労働力支出と所得とのあいだのギャップは，戦後復興期にむしろ拡大したとみることができる。

なおコルホーズ員と労働者・職員との労働報酬を大雑把に比較してみると，1950年当時，工業労働者の月平均賃金が70.8ルーブリのときにソフホーズ労働者の月平均賃金は39.5ルーブリで，工業労働者のそれの56%にとどまったが，コルホーズ員の所得引上が実施された1953～54年でさえ，ソフホーズの賃金フォンドに対するコルホーズ員労働報酬フォンドの割合は，1労働日当りで53%，1労働可能者当りで35%というように低かったから，コルホーズ社会化経営での1労働日当り労働報酬と工業労働者の1労働日当り賃金との格差は甚だしく大きかったと思われる[21]。

以上のような状況のもとでは，コルホーズ員にとって社会化経営での労働には魅力がなかったから，個人「副業」経営に精力を注ぐ傾向や，工業への転職を求める傾向は，戦後，戦前の37年頃よりもさらに強まっていたと推測されよう。当時の状況をF. ベロフは次のように描写している。「農民は食物と現金をほとんど受けとらなかったので，彼らは食糧を自分の住宅付属地にほとんどすべて依存するようになった。労働規律はめちゃくちゃになり，農民は社会化経営の土地で働くことを拒否するようになった。議長は，彼の最善の『数学』でさえこのような状況においては効果がないことがわかり，農民を裁判と集団からの追放とで脅さなければならなかった。これは時々効果があった。何故かというと多くの人々はコルホーズを出て行きたかったけれども，彼らは追放されることは欲しなかったからである。というのはその場合には，彼らは公的書類を一切与えられず，これがなくては住所を変えることが不可能だったからである」[22]と。

[3]　労働の非経済的強制

上記のような事情のもとでは，個人「副業」経営の「肥大化」傾向が生じるが，1946年9月19日付決定『コルホーズにおける農業アルテリ定款の侵犯を除去する措置について』は，この傾向の阻止をその目的の1つとしていた。そこでは住宅付属地がコルホーズ員自身によって勝手に拡大されたり，コルホーズ議長や理事会の側から拡大されたりするという不法行為が指摘され，1946年11月15日までに土地台帳と土地配分の現状との照合を完了し，規準面積を越える住宅付属地はコルホーズに返還するように定められた[23]。

コルホーズ員に対して社会化経営での労働を法的に強制した最初の決定は，1939年5月27日付全ソ連邦共産党(ボ)中央委員会およびソ連邦人民委員会議決定『コルホーズの社会化された土地を乱用から保護する措置について』であり，これはコルホーズ員に対して年間最低作業日(трудодень)の数を地方別に，60, 80, 100というように義務づけるものであった[24]。その後，戦時中の1942年4月13日に両者による決定『コルホーズ員の義務的最低作業日の引上について』が出されたが，これは上記の年間義務的作業日数を戦時にかぎって地方別に100, 120, 150まで引き上げるとともに，1年間を4期に区分して各期の義務的作業日数までも設定し，これらを遂行しないコルホーズ員はコルホーズから追放し裁判にかけるという内容であった[25]。ところがこの決定は，1947

21)　[2] p. 190 および [39] стр. 350。

22)　[8] p. 25.

23)　[35] стр. 291–4.

24)　[7] стр. 331–2 を参照。

年5月31日ソ連邦閣僚会議の決定によって，1947年にも適用されることが定められ，これ以降毎年有効期限が延長され，結局1953年まで適用された[26]。И. ヴォルコフは，戦後の困難な状況のもとで，労働の物質的刺激の可能性がかぎられており，とくに弱体コルホーズにおいてそうであったことが，このことの原因であったと述べている。

コルホーズ員をコルホーズ内に緊縛する役割を果した国内パスポート制度と組織的労働力募集制度は，戦後復興期にも存続していた[27]。

従って，社会化経営へのコルホーズ員の労働参加が，住宅付属地面積の法律的制限，社会化経営における最低作業日数の法律的義務づけ，パスポート制度や組織的労働力募集制度によるコルホーズへのコルホーズ員の緊縛などの，非経済的諸強制によって多かれ少なかれ確保されているという事態は，この時期戦前とだいたい同様であったと思われる。

以上から明らかなように，1937～38年にコルホーズのおかれた状況，すなわちコルホーズ経営に関する意思決定の国家による横奪，労働力再生産費負担の個人化，社会化経営への労働参加の非経済的強制を特徴とする，国家に対するコルホーズ員の隷属状態は，戦後復興期には強化されたとしても緩和されることはなかったように思われる。このような状況のもとで農業の「放棄状態」(в запущенном состоянии)[28]にあるコルホーズが広まったことは，1953年3月のスターリンの死と相俟って，ソ連指導部に農業政策の転換を迫ることになったといえよう。

II 1950年代半から1960年代にかけての対コルホーズ政策

ここでは，対コルホーズ政策を示す上記期間に出された政府や共産党の諸決定をごく簡単に概観することにしたい。ただし本稿の目的は，ソ連における戦後農政史やコルホーズ史を記述することではないから，ここでとりあげる決定もそのとりあげ方も，70年代以降のコルホーズの経営メカニズムを分析するのに予め知っておく必要があると思われる最小限に限られる。

スターリン農政からの脱皮をはかるフルシチョフ農政の端緒を示す決定として重要なものは，1953年9月7日付ソ連邦共産党中央委員会決定『ソ連邦の農業を一層発展させる諸方策について』[29]である。これは，重工業の優先的発展のもとで農業が犠牲を強いられてきたことを認めつつ，農業発展の新方向を打ち出したものである。そのような新政策の方向としてまず第1に挙げるべきは「物質的関心の原則」の遵守の必要が強調されたことである。生産活動に対するコルホーズ員の物質的関心を基礎としてコルホーズ経営の発展を追求することが原則として位置づけられたことは，当時としては画期的なことであったといえる。具体的には，農産物調達価格の引上と農産物義務納入ノルマの引下によるコルホーズ経営およびコルホーズ員家計の財政強化のための措置が決定された。これ以降，同主旨の農産物価格引上が繰り返し実施されてきたことは周知の通りである[30]。

第2は，これはこの決定には直接明記されるまでに至らなかったが，この決定のもとになった中央委員会総会でのフルシチョフ報告において，コルホーズの自主性を拡大する必要性が指摘されたことである。先の引用に示されるように[31]，そこではコルホーズ経営に関する意思決定が上級機関に集中されている様子とその弊害が明らかにされ，その再検討の必要が強調されたが，そのような方式は後に「法外な集権化」として批判されることになった。

この決定では，その他に，農業要員の養成・農村へのその派遣・農村におけるその定着のための諸措置，トラクターほか農業機械の納入計画などが示されていた。

以下では，これに続く諸決定をコルホーズ意思決定権の拡大に関する決定，コルホーズ経営の経済的強化やコルホーズ員家計の財政強化に関する決定とに分けて概観することとし，労働の非経済的強制の解除に関する決定は前者の中に含めることにする。

[1] コルホーズ意思決定権に関連する決定

① 1955年3月9日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『農業計画化の実践の変更について』

これはコルホーズに対し，播種面積，収穫率，家畜増加頭数などを詳細に割り当てる従来の計画化方式を，合理的な経済運営を阻害する「法外な集権化」と呼んで批判して[32]，それにかわる計画化方式の導入を定めたもの

25) [35] стр. 219.
26) [15] стр. 109.
27) [7] p. 330.
28) [54] 1953, No. 12, стр. 16. また [3] p. 4 および [31] стр. 9 も参照。
29) [57] T. 4, 1968, стр. 19–60.
30) 農産物価格の政策・制度・理論については [1] を参照。
31) 本稿 p. 54。
32) [35] стр. 441.

である。新計画化方式では，地区機関によりコルホーズに割り当てられる計画課題が農産物義務納入量，エム・テー・エスへの現物支払，予約買付高に限定されており，播種面積，収穫率および家畜増加頭数など，生産面での計画はコルホーズ自身が決定できる建前になった。しかしこれらに関しても，地区執行委員会は，コルホーズの作成した計画を検討し，必要な変更を行なうよう勧める権限を与えられていたから，この決定によって実態がどこまで変わりえたかは疑問となるところである[33]。しかしそれにもかかわらず，この決定において，コルホーズ自主性の拡大に向けて具体的前進がはかられていることは確かである。

ここで留意すべきは，この自主性の拡大が，合理的経済運営の要請として把握されており，コルホーズの協同組合としての性格を実現するための方策としてはまったく位置づけられていない点にある。事実，この計画化方式は，この決定によってソフホーズにも適用されることになったのであり，コルホーズの自主性の拡大といっても，それは国営企業なみの範囲を越えるものではなかった。

② 1956年3月6日付同決定『農業アルテリ定款と，コルホーズ生産の組織化およびアルテリ問題の管理におけるコルホーズ員のイニシアチブの一層の発展とについて』

この決定によって，コルホーズは，『模範定款』に従いながらその具体的条件を考慮して，自己の定款の個々の規程を自分で変更したりそれに付加したりすることが認められるようになった。例えば，住宅付属地面積，個人所有家畜頭数などを一定の範囲内で自分で決められるようになり，また前払月給制の導入も承認されたが，ここでより重要なのは，義務的最低作業日数および作業ノルマなどの自主的決定が認められた点である[34]。というのはこれによって，義務的最低作業日数の法律的強制の廃止が確定し，社会化経営への労働参加の法律的強制の廃止にむけて，一歩前進したことになるからである。

③ 1958年2月26日付ソ連邦共産党中央委員会総会決定『コルホーズ制度の一層の発展とエム・テー・エスの改組とについて』[35]，1958年3月31日付第5期ソ連邦最高会議第1会期採択『コルホーズ制度の一層の発展とエム・テー・エスの改組にかんする法律』[36]および前者と同名の1958年4月18日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定[37]

これら一連の決定によって，エム・テー・エス(機械・トラクター・ステーション)の廃止と，エル・テー・エス(修理・技術・ステーション)へのその改組が確定した。エム・テー・エスは，独占的に保持する農業機械を用いてコルホーズにサービスを提供することを通じて，「社会主義国家によるコルホーズ指導の最重要拠点」[38]とまでいわれたようにコルホーズ農作業を統制し，またサービス提供の代償として現物支払を受けとって農産物調達の重要なパイプとしての機能を果していたから，その廃止はコルホーズにとって大きな意味をもつものであった。第1に，コルホーズは，農作業の現場におけるエム・テー・エスの統制から解放された結果，その分だけ自主性が拡大し，またコルホーズによる農業機械の所持が解禁された結果，自己の裁量下にそれを持つことになりその分だけコルホーズ意思決定の対象範囲が拡大することになった。第2に，エム・テー・エスの廃止にともないその職員であったトラクター運転手などの要員がコルホーズ員に転化された結果，コルホーズ経営の人材が豊かになった反面，党員コルホーズ員の増加によって党のチャンネルを通じた党・国家による統制がより容易になった。第3に農業機械はコルホーズに対してエル・テー・エスを通じ「自由に販売される」[39]と定められたが，実際にはエル・テー・エス，《農業資材公団》(《сельхозтехника》)を通じてその割当配分が行なわれ，一種の配給制度となったから[40]，生産財調達にかんしても，コルホーズはこれを機に国営企業同様のソ連型集権制に組み込まれて行ったことになる。第4に，これはむしろコルホーズの財政的強化に関連することであるが，現物支払の廃止にともなう農産物調達制度の一元化は，調達価格引上と相俟って，コルホーズの財政強化に寄与するものであったが，反面農業機械の購入はコルホーズにとって負担となった。

④ 1958年6月30日付ソ連邦閣僚会議決定『義務納入およびエム・テー・エス作業現物支払の廃止と，農作物調達の新方式，価格および条件とについて』[41]

この決定によって，エム・テー・エスに対する現物支払だけでなく，従来の義務納入制度も廃止され，これらにかえて，農産物国家買付制度が制定された。これは農

33) Там же, стр. 443.
34) Там же, стр. 449–452.
35) [57] T. 4, 1968, стр. 392–7.
36) [35] стр. 471–3.
37) Там же, стр. 474–482.
38) [57] T. 4, 1968, стр. 45.
39) [35] стр. 474.
40) [28] стр. 81–3.
41) [35] стр. 482–489.

産物国家買付計画を共和国，地方，州，地区というように分割して行き，最後にはコルホーズにまで割り当てるものである。なお1961年2月25日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『農産物国家買付の組織化の改編と改善について』[42]によって，コルホーズからの農産物の買付は，ソフホーズの場合とともに，予約買付契約にもとづくことと定められたが，これは農産物国家買付計画に代るものでは決してなく，逆にそれを前提として，調達機関とコルホーズとのあいだで結ばれるものであることを，確認しておく必要がある。

⑤ 1964年3月20日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『コルホーズ生産およびソフホーズ生産の計画化の実践における乱暴な違反と歪曲の事実について』

これは1955年の決定①の侵犯を批判し，その是正を求めたものである。決定①において，コルホーズやソフホーズに下達される課題が国家への生産物の納入量に限定されたことは，既に見た通りである。この決定は，それにもかかわらず，播種面積，収穫率，家畜頭数，家畜生産性の義務づけが幾つかの州，地方，共和国において無遠慮に行なわれているうえに，地方機関はコルホーズやソフホーズの指導者にその計画の再検討を不当に要求していると述べて[43]，このような行為の禁止をうたった。すなわち，地方機関が国家計画によって承認された以外の指標で生産課題を下達することは禁止され，また播種面積などの計画化について地方機関とコルホーズやソフホーズの指導者とのあいだで意見対立が生じた場合に，最後の断を下すのはコルホーズ理事会でありソフホーズ長であると定められた。しかし後に触れるように，この問題がこの決定によって解決されたわけではない。ここでは生産課題の下達という点で，コルホーズとソフホーズとが同列に扱われている点が特徴的だと思われる。

⑥ 1965年4月1日ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『1966～70年農産物買付計画について』

これは，中央委員会3月総会の方針を具体化した一連の決定の1つであるが[44]，これによって，コルホーズはソフホーズと同様に，5ヶ年間の農産物買付計画課題を予め受けとることになった。これは計画課題の度重なる変更の弊害を回避するとともに，計画の超過遂行の場合の買付価格割増と結びつけて，生産の発展を刺激しようとしたものである[45]。

[2] コルホーズ経営およびコルホーズ員家計の財政強化に関連する決定

① 1953年8月8日付ソ連邦最高会議決定『農業税について』

この決定によって，コルホーズ員の支払う農業税の税率が約$\frac{1}{2}$に引き下げられ，例えばロシア共和国平均で住宅付属地0.01ヘクタール当り8.5ルーブリになったうえに，これまでの滞納金が支払免除になった。これは53年の9月総会の方針を先取りするものといえよう[46]。

② 1957年7月4日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『コルホーズ員，労働者，職員の経営による対国家農産物義務納入の廃止について』

これによって1958年1月1日より個人副業経営からの義務納入が廃止された[47]。

③ 1964年3月12日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『後進コルホーズ経済の引上措置について』

これは直接には後進コルホーズの経営改善に向けられたものであるが，対コルホーズ政策の根本的転換を象徴する重要な規定を含んでいた。従来コルホーズ員に対する社会化経営からの労働報酬には，国家への支払を行ない，集団的必要を充足した後の残余が当てられるという『残余原則』が実施されてきたことは，既に述べた通りである。ところがこの決定では「(労働報酬を含む)生産費を補塡し，さらに国家への義務的支払を行なった後の経営の所得は，不可分フォンドやその他の社会的フォンドの補塡に，より良い作業結果をあげたコルホーズ員の報償に向けられる」[48]と規定され，コルホーズ員労働報酬の『残余原則』扱いを廃止し，それを生産費の範疇に含め，国家への支払などよりも先に確保すべきことが定められたのである。またここでは，班や組などが過去の平均を上廻る生産高を得た場合には，その25%～50%の範囲で追加報酬としてコルホーズ員に支給できることも定められていた。

④ 1965年4月1日同決定『コルホーズに対する財政援助について』

この決定によって，ゴスバンクに対するコルホーズの負債，長期クレジット14億5千万ルーブリ，すでに返

42) [59] 1961, No. 4, стр. 77.
43) [59] 1964, No. 4, стр. 73. しかし，決定①によれば，再検討の勧告が認められていたのであり，その意味ではこれは不当ではない。
44) 他の決定については，IIの[2]で触れる。
45) [57] T. 5, 1968, стр. 613.
46) [35] стр. 352-3.
47) Там же, стр. 465-6.
48) [59] 1964, No. 4, стр. 64.

済期限を延期した短期クレジット5億6千万ルーブリの計20億1千万ルーブリの返済を免除し，この負債を帳消しにすること，調達機関から受けとった前払い形態の負債1億2千万ルーブリの返済期限を延期すること，農業機械購入にともなうエム・テー・エスおよびエル・テー・エスへの負債の残りはすべて帳消しにすることなどが定められた[49]。

⑤ 1965年4月1日付同決定『コルホーズにおける抜本的土地改良のための費用を国家財政の負担とすることについて』

決定の名称の通り，コルホーズ内の土地において抜本的土地改良策を実施する場合，国家財政資金を投入することが，これで可能になった[50]。

⑥ 1965年4月10日付ソ連邦最高会議幹部会令『コルホーズ所得税について』

従来コルホーズ所得税は，収益性の水準や労働報酬の水準にかかわりなく，総所得の12.5%と定められていたが，この決定によって収益性が15%を越えるばあいに，その超過部分に相当する年純所得の12%，コルホーズ員平均月労働報酬が60ルーブリを越えるばあいに，その超過部分に相当する年間労働報酬フォンドの8%と定められ，各コルホーズの経営状態を考慮した課税制度が導入された。またこれによって課税額は約$\frac{1}{2}$に減少するといわれた[51]。

⑦ 1966年5月16日ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『社会的生産の発展に対するコルホーズ員の物質的関心の向上について』

これによって，1966年7月1日より保証労働報酬制の導入が確定し，そのさいソフホーズの賃率表が適用されることになった[52]。第3表と第4表はそのような賃率表の例である。第3表は，1968年1月1日よりソフホーズに適用され，コルホーズにもその適用が勧告されたものであるが，ソフホーズなみの労働報酬を保証することが財政的に困難なコルホーズには，第4表の適用が勧告された。第3表よりも高水準の賃率をもつことができるコルホーズも存在したかも知れないが，そのような賃率表は導入されなかった。各コルホーズは，これらの賃率表にもとづき生産・財務計画で労働報酬フォンドを予定しておいて，毎月支払って行き，最終的な年間所得がこのフォンド額に至らないばあい，コルホーズは地区執行委員会にクレジット(返済期間5年)の割当申請を行ない，その承認を得てゴスバンクから資金を借りることができるように定められた。ここでコルホーズ員労働報酬の国家資金による保証の制度が導入された点は，コルホーズ員労働報酬の生産費範疇の組み入れとともに，コルホーズ制度の注目すべき新展開であった。というのはコルホーズ員はこれによって安定した労働報酬を国家によ

第3表　賃　率　表
(7時間労働日，ルーブリ-コペイカ)

	等級					
	I	II	III	IV	V	VI
馬および手による作業と畜産における作業						
時間給	2-34	2-34	2-40	2-46	2-54	2-81
出来高給	2-34	2-40	2-46	2-54	2-73	3-10
トラクター運転手・機械技師						
時間給						
Iグループ	2-99	3-36	3-78	4-26	4-78	5-38
IIグループ	3-36	3-78	4-26	4-78	5-38	6-06
IIIグループ	3-64	4-09	4-60	5-18	5-82	6-55
トラクター運転手・機械技師						
出来高給						
Iグループ	3-23	3-64	4-09	4-60	5-18	5-82
IIグループ	3-64	4-09	4-60	5-18	5-82	6-55
IIIグループ	3-93	4-43	4-98	5-60	6-30	7-08

出所：[30] стр. 190-1, [12] стр. 45-6, [50] стр. 487-9.

第4表　賃　率　表
(7時間労働日，ルーブリ-コペイカ)

	等級					
	I	II	III	IV	V	VI
馬および手による作業と畜産における作業						
時間給	1-56	1-74	1-95	2-20	2-49	2-81
出来高給	1-72	1-91	2-15	2-42	2-73	3-10
トラクター運転手・機械技師						
時間給						
Iグループ	2-64	2-73	2-90	3-20	3-80	4-50
IIグループ	2-73	3-00	3-50	3-90	4-50	5-40
IIIグループ	2-80	3-30	3-80	4-20	4-90	5-90
トラクター運転手・機械技師						
出来高給						
Iグループ	2-73	2-80	3-20	3-60	4-20	5-00
IIグループ	2-90	3-40	3-80	4-30	5-00	6-00
IIIグループ	3-10	3-60	4-20	4-70	5-50	6-50

出所：第3表と同様。

49) [57] T. 5, 1968, стр. 609-610.
50) Там же, стр. 609.
51) [38] стр. 95-8.
52) [59] 1966, No. 9, стр. 170.

って保証されることになった反面，労働報酬の一層厳密な国家統制をも受けることになったからである。

以上概観したコルホーズ意思決定権の変更やコルホーズ経営・コルホーズ員家計の財政強化に関する諸決定に盛り込まれた政策を，大筋において継承し，総括する形で制定されたのが，1969年11月の『コルホーズ模範定款』であり[53]，ここに至って，農業集団化の時期に制定された1935年2月の『農業アルテリ模範定款』が正式に廃止されることになった。

III　1970年代以降のコルホーズ

ここでは近年のコルホーズを考察するが，その分析視点は，1つはコルホーズにおける意思決定の現状がどのようになっているかという点であり，他の1つはコルホーズ員の労働配分と労働報酬がどのような状況にあるかという点である。このような視点からコルホーズの現状を分析することによって，コルホーズ経営メカニズムを解明し，「コルホーズ的・協同組合的所有」の実像を浮かびあがらせることが，この節の課題である。

[1]　コルホーズにおける意思決定

(1)　計画決定

A. 長期計画

コルホーズの長期計画は，1966年のソ連邦共産党第23回党大会でその導入が決定された「組織経営構造計画」("План организационно-хозяйственного устройства колхозов и совхозов," 略して "оргхозплан") である[54]。これは6年から15年の期間を対象とし，その内容は，例えば，コルホーズの各生産部門の発展計画（方向と規模），土地利用改善計画，収穫率・家畜生産性向上計画，総合的機械化計画，基本投資計画，労働生産性・生産物原価・利潤量・収益性・利潤配分計画などから構成される[55]。その決定手続は，次のようなものである。すなわち，最初にその計画課題が各経営において農業機関の専門家の参加のもとに作成され，コルホーズ員総会やソフホーズ生産評議会によって審議される。次にこうして各経営において作成された計画課題が，地区機関によって検討されその同意を得ると，さらに州（または共和国）において検討され，承認される。最後に各経営は，承認された計画課題にもとづいて，「組織経営構造計画」を作成する[56]。

この計画とその作成手続の特徴として，次の3点を挙げることができよう。第1は，『組織経営構造計画』は，各経営の基本的発展方向を規定したものであり，農業機関が各経営に農産物買付国家計画を割り当てたり，コルホーズが5ヶ年計画を作成したりするさいの基礎として位置づけられている点である。第2は，このように各コルホーズにとって重要な計画を作成するための計画課題が，地区機関の同意と州機関の承認を必要とすることと定められており，その最終的決定権がソフホーズにおいてと同様にコルホーズには存在しないことである。第3は，各経営における計画課題の審議が，コルホーズではコルホーズ員総会において，ソフホーズでは生産評議会において行なわれることを別とすれば――このばあい，決定権をもつべきコルホーズ員総会が審議権しかもたないソフホーズ生産評議会と同じ地位に格下されているともいえるが――，この計画の作成・承認手続きは，コルホーズでもソフホーズでもあまり変わらないという点である。

B. 中期計画

1966年以降，農産物買付国家計画課題が，年度区分つき5ヶ年計画という形でコルホーズまで下達されるようになった結果，各コルホーズはこの計画課題にもとづき，「組織経営構造計画」を考慮して，5ヶ年計画を作成するようになった。

コルホーズに対する5ヶ年計画指標の下達状況は，農産物買付の国家計画課題以外の種々の指標が近年ふえる傾向にあったといわれる。例えば，地区農業管理局が経営まで播種面積構成を指令しこれが輪作体系と調和していないケース，穀物の播種面積の増加により減少した飼料用作物の播種面積をそのままにしておいて家畜頭数増加の課題が下達されてくるケースが指摘されているし[57]，また上級機関が近年集権的方式で多数の計画指標を設定してきた結果，経営の指導者は「法外な規制」をうけ，そのイニシアチブと自主性が制限されてきたといわれている[58]。また国家買付計画だけでなくその超過遂行を予定した買付総量を課題として下ろしたり，肉・牛乳・卵に関する追加課題を下ろしたりした結果[59]，幾つ

53)　[59] 1969, No. 26, стр. 642-661.
54)　[61] 1969, No. 2, стр. 33.
55)　[14] стр. 38.
56)　[14] стр. 38 および [19]стр. 73.
57)　[53] 1981, No. 6, А. Архипов, "Планирование и экономическое стимулирование сельскохозяйственного производства," стр. 5.
58)　[53] 1981, No. 10, Н. Сметанин, "Совершенствование планирования сельскохозяйственного производства," стр. 39.
59)　Там же, стр. 35.

もの計画が出来てしまう計画の多種性が現われた[60]。1978年7月4日付ソ連邦共産党中央委員会総会決定『ソ連邦農業の一層の発展について』では，このような多種性を除去し，単一の国家買付計画を設定するように定められた[61]。

このような方向に沿って農業の計画化と管理の改善を目指したものが，1980年11月14日付ソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『農産物の生産および調達の計画化と経済的刺激の改善について』である。これによって「農産物買付単一国家計画」の5ヶ年計画(年度区分付)のばあい，次の指令指標がコルホーズやソフホーズに下達されることになった[62]。

1. 国家への農産物の販売高(現物表示)
2. 資材・機械供給(トラクター・自動車・トラクター連結車・穀物収穫コンバインなど基本的農業機械の納入高，肥料・化学薬品などの納入量，畜産コンプレックスなどへの総合飼料納入量)
3. 科学・技術の成果の導入(必要な資材・機械を保証された科学・技術成果の導入課題)
4. 労働(ソフホーズなど国営企業に対してのみ，賃金フォンド指標を下達)
5. 財務(ソフホーズなど国営企業に対してのみ，利潤計画，国家財政への支払計画，国家財政からの資金割当計画を下達)
6. 基本建設(a. ソフホーズなど国営企業に対しては，固定フォンド，最重要生産施設などの利用開始，国家基本投資や建設・組立作業および請負作業などのリミットを下達，b. コルホーズに対しては，経済・社会発展計画において算定されている，資材・機械を保証された，ソフホーズに対する指標と同一の指標が通知される)

以上から明らかなように，第1から第3までの指標は，コルホーズにもソフホーズにも共通で，同様に指令的性格をもつものであるのに対して，第4と第5の指標はソフホーズに固有で，コルホーズには下達されない。第6指標は，両者に共通であるが，この決定の表現上では，コルホーズにはそれが「通知される」と規定されており，それが下達されるソフホーズとは別扱いされているが，実際にどれほど違いがあるかは，疑問となるところである。

次に，このような5ヶ年計画の作成手続の面から，コルホーズとソフホーズとの相異を概観することにする。その作成手続の概要は大体次の通りである。第1に，上記のような計画課題がコルホーズやソフホーズまで下達されると，各経営は自己の「組織経営構造計画」を考慮して5ヶ年計画案を作成し，地区機関などに提出する。このさいコルホーズのばあい，計画案を理事会が作成し，コルホーズ員総会で審議・決定するのに対して，ソフホーズのばあい，管理部が作成して生産評議会が審議するという相異があろう。第2に，地区農業機関(地区農業管理局，ソフホーズのばあいソフホーズ・トラストのこともある)が，各経営から提出された計画案を集計して，地区計画案を作成し，州(または地方)機関に提出し，後者はそれを集計して加盟共和国ゴスプラン，農業省に提出する。そして共和国の機関は，共和国全体の計画案を作成して，ソ連邦ゴスプラン，ソ連邦農業省に提出する。さらにゴスプランには，加盟共和国閣僚会議より当該共和国国民経済計画案が，またソ連邦農業省からは管轄下のコルホーズ，ソフホーズその他に関する計画案が提出される。第3に，ソ連邦ゴスプランは，国の農業計画案と他部門の計画案とを調整し，農産物需要，各部門の投資限度，資材・機械納入量などを考慮して，農産物買付計画案を精密化し策定する。第4に，この案がソ連邦最高会議で承認されると，農産物買付国家計画は法律としての効力をもつことになり，その計画指標が加盟共和国閣僚会議を経て，州(地方)，地区(ソフホーズ・トラスト)まで下達されて行く。地区機関は，受けとった計画指標をコルホーズやソフホーズまで下達する。第5に，各経営が5ヶ年計画を作成し，コルホーズではコルホーズ員総会が承認し，ソフホーズでは企業長が承認する[63]。

このように，コルホーズとソフホーズとでは各経営内での計画の作成・承認の手続が相異し，またソフホーズのばあい直上機関がソフホーズ・トラストのことがあるなど，両者には若干の相異点があるけれども，しかし基本的にはコルホーズは集権的計画化方式にソフホーズ同様組み込まれてしまっているといえよう。

C. 短期計画

コルホーズにおける短期計画の基本形態は生産・財務計画であるが，これを作成するための計画課題としては，上記5ヶ年計画の計画課題と同じ指標が毎年各経営まで下達されるはずである。というのは先に触れた1980年

60) [57] T. 12, 1979, стр. 337.
61) Там же, стр. 361.
62) [61] 1980, No. 52, стр. 5. なお，[53] 1981, No. 10, стр. 35 では，農産物国家買付計画課題の指令的性格が，農工間の需給均衡の必要から説明されている。
63) [14] стр. 34–5.

11月14日付決定の中で「コルホーズ，ソフホーズ，その他の農業企業および合同まで，5ヶ年計画(年度区分付)および年度計画において，次の農業発展指標を下達すること」[64]としたうえで，上記の6指標が列挙されているからである。ただし同決定では，年度計画においては，5ヶ年計画で定められている指標以外に，経営方式にもとづく建設・組立作業用や修理用の建築材料の納入高，計画遂行に必要な石油製品の納入量などの指標も下達されることになっている。

この生産・財務計画は，コルホーズのばあい，コルホーズ理事会によって作成され，コルホーズ員総会によって承認され，地区執行委員会の農業管理局によって検討される。ソフホーズのばあい，それはソフホーズ長によって承認されるが，上級機関から下達される指令指標に関しては，地区の農業管理局やソフホーズ・トラストによって承認される[65]。

ところで，本稿IIの[1]の決定⑤で触れたように，地区機関が播種面積・収穫率・家畜頭数・家畜生産性などをコルホーズやソフホーズに無遠慮に義務づけているとか，それらの指導者に計画の再検討を不当に要求しているとか非難され，地区機関によるこれらの行為がこの決定によって禁止されることになった。ところが，B. 中期計画のところで見たように，近年そのような行為の広まったことが批判されている。また1983年1月3日付『プラウダ』によると，ニコラエフスク州ノヴォオデッサ地区のコルホーズ《共産主義への道》は，過去1年間に約800もの電話通達を受けとったことが批判的に紹介され，そこには「今日でも指令を与えようとする企ては除去されていない」と述べられている[66]。このような一連の批判には，もっぱら地区機関が不当・不法な行為を続けているかのようなニュアンスが込められているが，しかし事態はもっと複雑であって一概にはそういえないように思われる。というのはコルホーズやソフホーズに対する指導は，地区機関の権利であるだけでなく義務でもあるからである。この指導の内容については，地区勤労者代表ソヴェトの基本的権利と義務を規定した1978年11月28日付ソ連邦最高ソヴェト幹部会令の第8条に詳細な規程が与えられている。そのうちの一部を紹介すると，第1項には，地区経済・社会発展計画の承認の権限などとならべて，地区人民代表ソヴェトは「コルホーズ，ソフホーズおよびその他企業の生産・財務計画を検討する」と定められている[67]。これは農業生産発展国家計画の課題とそれとを一致させる目的で検討するものであるから[68]，そこに乖離があるばあい，各経営の生産・財務計画の再検討の要請をも当然伴うことになる。またその第10項には，地区人民代表ソヴェトが「コルホーズの申請を検討し，基本建設・機械設備獲得・農業生産発展のためのその他の措置に関するコルホーズ長期信用供与計画を承認する」という規程が含まれている[69]。また第11項には，地区人民代表ソヴェトは「農業生産の発展および農業生産の物質的・技術的基盤の強化を指導する；コルホーズ，ソフホーズおよびその他農業企業に対して国家買付計画課題を承認する；コルホーズ，ソフホーズおよびその他農業企業による計画および対国家義務の適時の遂行を確保し，まかれた種子や植物の保護，農作物の収穫率および畜産の生産性の引上，生産物原価の引下，物質資源・労働資源・金融資源の効率的利用に関する措置の実施を確保する；コルホーズ，ソフホーズおよびその他農業企業における経済的活動の改善，労働生産性の上昇，内部ホズラスチョートの導入，コルホーズ員・ソフホーズ労働者の物質的関心の遵守のための手段を講ずる；農業機械，自動車輸送，鉱物肥料・農薬の利用の適正を監督する；地区における獣医学的管理の実施を指導する」と規定されているのである[70]。

このように，地区機関はコルホーズやソフホーズの広範な経営活動に介入することが認められており，しかもこれは権利としてだけでなく義務としても定められているのである。だが，例えば「収穫率の引上に関する措置の実施の確保」が，収穫率引上目標や引上のための措置に関する勧告を含むことは避けられないであろう。従って，コルホーズ経営に対する地区機関の介入は，この幹部会令にもとづくという意味においては，正当かつ合法的なのである。そして地区機関は自己に割り当てられた国民経済計画の完遂に責任を負っているにもかかわらず，各コルホーズによるその完遂は，自己の特殊利害に左右されるため，自動的に保証されるものではないから，また地区機関は各経営を適切に誘導する十分な経済的方法をもっておらず，しかもその計画自体が度々の変更と自然条件の変化をこうむるという状況のもとでは，地区機関による各経営への行政的介入は多かれ少なかれ必要にならざるをえないのであり，従ってそのような介入も過

64) [61] 1981, No. 52, стр. 5.
65) [14] стр. 49.
66) [56] 3/I, 1981, стр. 2.
67) [57] T. 12, 1979, стр. 536.
68) [36] стр. 206.
69) [57] T. 12, 1979, стр. 537–8.
70) Там же, стр. 538.

剰介入への批判も，現在のような計画化方式が存続するかぎり，今後も残らざるをえないと思われる。

総じて，計画の作成および決定の制度に関しては，コルホーズは純所得分配や従業員総数の問題を別とすれば，ソフホーズとほぼ同程度に国家化されているといえよう。

(2) 生　　産

既に述べたように，各コルホーズが毎年の作物別播種面積，収穫率，家畜頭数などについて自分で決定することが原則とされた点は，地区機関による個々の介入があるとはいえ，コルホーズが自ら決定できる問題領域が戦前・戦後スターリン期に比して大巾に拡大したことを意味する。またエム・テー・エスの解消が，コルホーズ生産活動を国家機関による生産現場での直接的統制から解放したことも確かである。しかしながら，このような自主性の拡大が実はかなり狭いものにすぎないことに留意する必要がある。

第1に，コルホーズの生産構成，その規模は，「組織経営構造計画」によって制約されているが，この計画の課題は国家機関(州)が最終的決定権をもっている。

第2に，国家はコルホーズに対して国家買付量を現物単位で義務指標として下達するにとどまり，生産量についてはそのような指令を与えておらず，従ってこの点ではコルホーズは自由を保持しているように見えるが，これは外見にすぎない。というのは，国家買付義務指標はコルホーズ規模によって10～20種類あるいはそれ以上に及ぶといわれ[71]，各コルホーズの商品化生産物を網羅しているうえに，その買付量が各コルホーズの商品化生産物の大部分を占めているからである。例えば第5表から明らかなように，国家買付量はコルホーズ総生産高においても穀物やじゃがいもを別とすれば80%以上を占めており，さらに商品化生産物の90%前後を占めているし，また作物によってはコルホーズ総生産高の100%になっていることが第6表から知れる。従って国家は，コルホーズがどのような商品をどれだけの量生産すべきかについて，事実上概略を決定していることになる。この点についてЮ・クラスノポヤスは，「長期義務買付の割合がコルホーズ商品化生産物全体の90%にまで相当している。このことは，多くのコルホーズにおいて，生産活動の自主的経営操作の可能性を制限している。このような条件のもとでは，……集権的計画化は，集権的経常的管理の機能に転化しうる」[72]と述べたが，国家買付を通じるコルホーズ生産活動の統制を批判的に指摘したものとして，この見解は注目に値しよう。

コルホーズとソフホーズとのあいだには，なるほど次のような差異がある。すなわちコルホーズが国家買付以外にコルホーズ員，コルホーズ市場，消費協同組合へ生産物を販売するばあい，その生産と販売は国家の規制を受けないのに対して，ソフホーズが国家買付以外にソフホーズ員へ(国家小売価格で)，地区公共食堂へ(原価で)販売するばあいその生産・販売の量は加盟共和国閣僚会議や州・地区の執行委員会などの規制を受けるというの

第5表　ソ連邦コルホーズの総生産物および商品化生産物における国家買付量の占める割合(%)

	1965年		1970年		1974年	
	総生産物に占める割合	商品化生産物に占める割合	総生産物に占める割合	商品化生産物に占める割合	総生産物に占める割合	商品化生産物に占める割合
穀物	31.1	89.5	37.0	92.7	41.3	81.0
製糖用甜菜	93.3	99.4	91.0	98.9	96.5	99.9
ひまわり	75.0	95.2	77.2	88.1	88.1	97.3
じゃがいも	25.5	93.6	26.6	88.0	31.9	86.9
野菜	63.0	80.2	75.3	86.5	80.0	93.4
牛乳	84.1	99.4	80.3	97.8	81.6	99.4
卵	79.6	82.7	83.2	85.5	86.6	90.7

出所：[18] стр. 85.

第6表　コルホーズ農作物の総収穫量と国家買付量
(単位：100万t)

	第7次5ヶ年計画(1961～1965年)		第8次5ヶ年計画(1966～1970年)		第9次5ヶ年計画(1971～1975年)	
	合計	年平均	合計	年平均	合計	年平均
〔総収穫量〕						
穀物	387.5	77.5	448.6	89.7	485.5	101.8
綿の実	24.1	4.0	24.2	4.8	28.4	5.6
製糖用甜菜	271.0	44.8	368.7	73.7	349.0	72.0
ひまわり	—	—	25.6	5.1	23.1	4.8
じゃがいも	96.9	19.3	105.9	21.1	101.3	20.4
野菜	22.5	4.5	24.9	4.9	30.2	6.0
〔国家買付量〕						
穀物	141.9	28.3	167.1	33.4	179.2	35.8
綿の実	20.1	4.0	24.2	4.8	28.4	5.6
製糖用甜菜	253.5	50.7	337.5	67.5	310.1	62.0
ひまわり	—	—	19.1	3.8	18.1	3.6
じゃがいも	18.0	3.6	24.6	4.9	28.6	5.7
野菜	13.1	2.6	17.8	3.5	24.0	4.8

出所：[26] стр. 136.
備考：数字に不整合の箇所があるが，原表通り掲げてある。

71)　[22] стр. 89.

72)　Там же.

がそれである[73]。しかし国家の義務買付量がコルホーズ商品化生産物の圧倒的大部分を占めることを考えれば，コルホーズはその商品化生産物の構成と量を，ほぼソフホーズと同様に基本的には国家によって決定されていると見なすことができよう。従ってまた播種面積課題などからの解放にともなうコルホーズの自主性の拡大は，おもに経営内で生産し消費する中間財に及ぶものであり，この点ではコルホーズはソフホーズなみの自主性を与えられたことになる。このように，コルホーズにおける生産面での意思決定の国家化は，ソフホーズにおけるその水準と全く同様ではないが，しかしそれにかなり近い水準にあると思われる。

第7表　コルホーズ総生産物の分配(1970年)

	ロシア共和国平均 (%)			《クバニ》コルホーズ (千ルーブリ)			(%)
総生産物	100			11,948	100		
物質的支出の補塡	49.2			4,901	41.0		
総所得	50.8	100		7,047	59.0	100	
労働報酬	32.9	64.8		3,558	29.8	50.5	
社会保障集中連邦フォンド				200	1.7	2.8	54.4
社会保険集中連邦フォンド				80	0.7	1.1	
純所得	17.9	35.2	100	3,209	26.9	45.5	100
所得税	1.8	3.5	9.9	401	3.4	5.7	12.5
不可分フォンド	12.3	24.2	68.9	1,870	15.6	26.5	58.3
社会保障・補助フォンド	0.5	1.0	2.8	320	2.7	4.5	10.0
文化・生活フォンド	1.6	3.1	9.0	414	3.5	5.9	12.9
物質的奨励フォンド	0.7	1.4	3.8	50	0.4	0.7	1.5
予備フォンド	0.8	1.6	4.2	154	1.3	2.2	4.8
過去の未払の補塡	0.3	0.6	1.4	0	0	0	0

出所：ロシア共和国にかんしては[30] стр. 152, 155,《クバニ》コルホーズにかんしては[11] стр. 54, 55, 61 よりとった。
備考：1)《クバニ》コルホーズは黒海沿岸のクラスノダルスク地方のコルホーズである。
2) 四捨五入のため数字に不整合なところがある。

(3)　生産財調達

農業機械・肥料・農薬・燃料などの生産財は，(1)計画決定の箇所で見たように，国家がコルホーズとソフホーズに対して，農産物国家買付5ヶ年計画と年度計画において，計画遂行に見合う生産財の割当配分を行なっている。このような生産財の割当配分が行なわれる毎年の手続きは，概略次のようである。

第1に，コルホーズやソフホーズは，資材の割当申請書を農業用生産手段の補給機関である《連邦農業資材公団》(《Союзсельхозтехника》)に，地区の《農業資材公団》を通じて提出する。第2に，《連邦農業資材公団》は，計画年度前年の6月1日までに，ソ連邦農業省・ソ連邦土地改良水利省の同意を得て，農業用生産財の事前的注文を，ソ連邦ゴスプランに提出する。第3に，ソ連邦ゴスプランは，四半期区分つき納入高資料を，10月1日以前に《連邦農業資材公団》に送付し，後者とソ連邦農業省とは，この資料を州・地方・地区にまで下達する。第4に，コルホーズやソフホーズは，設定されてきた納入計画にもとづいて，計画年度の1月1日までに，当初の割当申請書を正確化し，これにもとづいて生産財の調達を行なう[74]。こうしてコルホーズは生産財を自由に購入することはできず，どのような種類の生産財を，どれだけ，いつまでに入手するかについて，ソフホーズと同様に，国家の直接の統制下にあると思われる。

(4)　生産物および所得の分配

各コルホーズの総生産物の分配方式は，第7表に見られる通りである。各コルホーズの年総生産物は，大体80%が現金収入で，20%がコルホーズに残される現物であると思われる[75]。総生産物から最初に控除されるのは物質的支出の補塡部分であり，この補塡は定款によって義務づけられている。この補塡は減価償却部分と流動生産フォンド補塡部分とに分かれるが，減価償却率はコルホーズもソフホーズも国家によって定められた一律[76]の値を適用される。

総生産物から物質的支出補塡部分を差し引いた残りが総所得の範疇であり，これから労働報酬フォンド，社会保障集中連邦フォンド，社会保険集中連邦フォンドへの

73)　[20] стр. 85–6.

74)　[10] стр. 28–9, [47] стр. 274. なお前者によると，鉱物肥料については，1971年よりコルホーズやソフホーズの割当申請書が廃止され，地区農業機関と地区《農業資材公団》が地区全体の割当申請書を作成することになった。また，鉱物肥料の必要の充足度は，1973年に全国平均で40%であり，燐酸肥料の割当申請はロシア共和国の多くの州で6～10%しか充足されなかった(стр. 36)。

75)　[21] стр. 40。なお，A. H. プラノフスキーによると，1971年にモルダヴィア共和国のコルホーズの全総生産物のうち，非商品化作物の大きさは，12.2%であった([13] стр. 14)。

76)　[29] стр. 68, [50] стр. 153, [49] стр. 378.

控除が行なわれる。労働報酬フォンドの基本報酬部分は，第3，第4表に見られるように，保証労働報酬制の導入によってソフホーズの賃率表およびそれに準ずる賃率表が適用されることになったため，単位労働日当り労働報酬がコルホーズ所得水準に依存せず，ソフホーズ労働者の労働報酬に準ずることになった。コルホーズのばあい労働日数が国家によって一律に規制されていないかぎりで，ソフホーズよりも自由度が大きいとはいえ，保証労働報酬制によって，労働報酬フォンドの大きさは国家による規制を受けることになったといえる。また追加的労働報酬部分については，全国一律の賃率表のようなものは存在しないが，各共和国ごとに規程が定められ，コルホーズに対してその実施が勧告されており[77]，コルホーズはこれにもとづいてその分配を行なっている。社会保障集中フォンドへの控除は，前年度実績総所得の5%，社会保険集中フォンドへの控除は，労働報酬フォンドの2.4%というように一律に定められている[78]。

総所得からこれら3つの控除を行なって得られるのが，純所得の範疇である。コルホーズのばあい，純所得分配に関するノルマチーフ規程が国家によって与えられていないことは，ソフホーズの場合との相異点である。純所得からはまず ㋑ 所得税が差し引かれるが，その税率はいうまでもなく国家によって定められている。さらに ㋺ 不可分フォンドへの控除，㋩ 社会保障・補助フォンドへの控除，㋥ 文化・生活フォンドへの控除，㋭ 物質的奨励フォンドへの控除，㋬ 予備フォンドへの控除，㋣ 過去の未払いの補填が行なわれる。このうち㋭は，追加的労働報酬に関する各共和国別の規程が適用される[79]。㋩の大きさは，年金受給者や補助の必要なコルホーズ員の数と，当該コルホーズの労働報酬の水準によってほぼ決まってくるし，㋥の大きさも幼稚園，托児所，病院などの存在状況と，そこでの従業員数によって大体決まってくるといわれている[80]。㋬は大部分が飼料や種子などの予備からなる現物フォンドである。

ところで，国家買付額が既に述べたように商品化生産物の約80%から100%を占める結果，第8表に見られるようにそれはコルホーズ現金収入の約85%を占めるに至っている。またコルホーズ総生産物の現物部分のうち，純所得に入るのは予備フォンドなどごくわずかと推測され，その大部分は物質的支出の補填にふり向けられるから，総所得の大部分は現金で占められていることがわかる。従って，コルホーズの総所得は，現金収入の大部分を占める国家買付に大きく依存しており，それは国家買付額を通じて国家によって著しく統制されていると思われる。

第8表　コルホーズ売上高に占める国家買付高の割合

	1965年	1970年	1975年
コルホーズ売上高(ルーブリ)	19.9	31.5	37.4
国家買付高(ルーブリ)	17.2	27.0	32.0
国家買付の占める比重(%)	86.5	86.0	85.4

出所：[18] стр. 58.
備考：価格は当該年度の価格。

コルホーズの総所得のうち，労働報酬フォンド，社会保障集中フォンド，社会保険集中フォンドおよび所得税は，その大きさが国家によって規制されており，それらの合計額は，総所得の60～70%に達する。これに対して，純所得から所得税を差し引いた残りの分配に関しては，コルホーズのばあいソフホーズにおけるような詳細なノルマチーフは存在しておらず，法規上はコルホーズ自身の判断にまかされている。従って，コルホーズ総所得のうち，大体30～40%がコルホーズの自由裁量におかれているといえよう[81]。しかし，社会的消費フォンドへの控除(㋩，㋥)は現実の必要によってその大きさが大体決まってくるために，実際には「コルホーズが純所得の資金を自由に操作するのは，主として不可分フォンドへの控除と，物質的奨励フォンドおよび予備フォンドへの控除とのあいだにおいてである」という見解もある[82]。

(5)　投　　資

投資資金は，減価償却フォンド，不可分フォンドおよびゴスバンクの長期クレジットから構成されており，このクレジットの占める割合は全体の20%ぐらいである。このクレジットを得るためには，既に述べたように，コルホーズは地区機関にクレジットの割当申請を行ない，地区機関がそれを検討のうえ，承認することになっているから，投資資金のうちゴスバンクからのクレジットの

77)　[50] стр. 492.
78)　[11] стр. 53.
79)　なお，1982年5月のソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議決定『生産物の生産増加および品質向上に対する農業従事者の物質的関心の強化措置について』では，ソフホーズ員のプレミア制度についての規定が与えられているが，そこではこれと同じことをコルホーズが実施するよう勧告されている([61] 1982, No. 23, стр. 10)。
80)　[29] стр. 72.
81)　党のチャンネルを通じた統制が存在すると推測される。
82)　[29] стр. 72–3.

部分は，国家の統制をうけているといえよう。しかしより重要なのは，農業機械や建築資材などの投資財と，建設機関の作業量などが，国家計画という形態で各コルホーズに割当配分されているという点であり，使用価値の側面からの厳格な国家統制によって，コルホーズの投資活動は拘束されていると思われる。

(6) 人 事

1969年に制定された『コルホーズ模範定款』においてコルホーズ議長の任期が2年から3年に延長されることになり，その選出方法では，秘密投票をも認めるなど一連の変更がくわえられた[83]。しかしこのような法規上の規定のもとで，近年どのような選挙が実際に行なわれているのかは，必ずしも明らかでなく，それを明示する統計資料などを入手することは困難である。ここではごく限られた資料をもとに事態を推測する他ない。

1982年5月24日の中央委員会総会におけるブレジネフ報告『1990年までのソ連邦食糧プログラムおよびその実現方法について』(以下では『食糧プログラム』と略す)の中で，「多数のコルホーズにおいて，周知の通りコルホーズの最高管理機関である総会が規則正しく開催されていないことは，秘密では全くない。これは，コルホーズにおける生活の諸問題を解決するうえでのコルホーズ員の役割を低めている。コルホーズ定款において定められた民主的手続きを，手抜きしたり制限したりしてはならない」[84]と述べられており，戦後に見られたコルホーズ員総会の形骸化の傾向は，今だに払拭されていないようである。さらに同報告では，「多くの州では，コルホーズやソフホーズ指導者が不当に頻繁に交代している」[85]と述べられているが，この点については，『食糧プログラム』に関連して採択されたソ連邦共産党中央委員会・ソ連邦閣僚会議の諸決定の1つ『指導要員および専門家によるコルホーズとソフホーズの一層の強化，農業生産発展に対する彼らの役割と責任の向上について』の解説文の中で，もう少し詳しく述べられている。すなわち「多くの地域では，コルホーズ議長，ソフホーズ長および各経営の専門家の交替率(сменяемость)が不当に高い。原則的党派的な厳格さや人間教育が行政的管理，処罰，解職にとってかわられることが時々ある。人を指導職に登用するさいに，その実務上および道徳上の特徴や組織能力を全面的に検討せず，そのさい最下級党組織や労働集団の意見を考慮しない事実が存在している。多数の専門家が，問題のために必ずしも有益でないのに，コルホーズやソフホーズから管理機構に転任している。これら全てが，経済運営の結果とコルホーズやソフホーズにおける要員の固定とに対して，結局のところ悪影響を及ぼしている」[86](傍点—西村)というのである。これによれば，地区機関がコルホーズ員の意見を考慮しないでコルホーズ議長を任免している事実が，多くの地区で現在も存在していることになろう。そこでは，地区機関などが「面倒見よく要員を育て，大切にし，教育して，彼らの権威を高め，彼らに具体的援助を与えるかわりに，末梢的な監督(мелочная опека)をし，諸種の根拠のない勧告を無理強いする」[87]といわれており，人材不足の問題も依然として深刻なようである。ここには，地区機関が経営能力不足のコルホーズ議長にいろいろと細かな干渉を行ない，それでも事態が改善されないとそれを解任して別の人間を当てるという，スターリン期と類似の事態を見てとることができよう。またここでは，地区機関によるコルホーズ議長人事に対する干渉が，協同組合企業と国営企業とを同一視する誤りというかつてのコシエリョフの批判のように，協同組合原則とのかかわりにおいて，原理的に批判されておらず，その批判の対象が最下級党組織や労働者集団の意見を考慮しないやり方などに限定されているのも看過できない点である。これらの事実は，コルホーズ議長人事の地区機関による掌握という，人事問題における意思決定の国家化傾向が，解消されてきたというよりもむしろ定着してきていることを推測させるものである[88]。

なお，以上見てきたようにコルホーズ経営の諸側面にかんして，経済的意思決定の多くが国家に帰属している状況のもとでは，コルホーズ員が総会で決定できる問題領域が狭まらざるをえないから，コルホーズ員総会が形骸化するのは不可避だと思われる。

(7) 小 括

以上の検討は，以下の8点に要約できる。第1に，純所得分配など一部の項目を除いては，コルホーズとソフホーズに共通の計画課題が下ろされていること，またコルホーズの長期計画のばあい計画の最終的承認権が国家機関にあり，コルホーズの中期計画や年度計画のばあいもその最終的検討の権限が国家機関に与えられているこ

83) [59] 1969, No. 26, стр. 659-61.
84) [61]1982, No. 22, стр. 6.
85) Там же.
86) [61] 1982, No. 23, стр. 12.
87) Там же.
88) なお，M. ヴォスレンスキーによれば，コルホーズ議長は，党の地区委員会のノーメンクラトゥーラに属するようである([6] p. 186)。

とに示されるように，計画の最終的決定がかなりの程度国家に事実上帰属している点を考慮すると，計画決定の国家化の傾向が指摘される。第2に，コルホーズがどの種類の商品をどれだけ生産するかについて，基本的には国家が決定しており，ソフホーズ程ではないにしてもコルホーズが自由に処分しうる商品量はやはりわずかであり，コルホーズは内部消費中間財の生産の決定について自由をもつとはいえ，これはソフホーズと同程度の自主性にすぎない。第3に，国家は，ソフホーズに対するのと同様にコルホーズに対しても，生産財を割り当てて配分している。第4に，固定フォンドの減価償却率は，コルホーズとソフホーズ共通に国家が定めている。第5に，国家は，国家買付量とその価格とを決定することを通じて，コルホーズの総所得を統制している。第6に，ソフホーズの賃率体系をコルホーズに適用し，各連邦加盟共和国により決定された追加報酬規程をコルホーズに適用するように勧告することを通じて，コルホーズ員の労働報酬を国家が統制している。第7に，コルホーズの投資活動は，ゴスバンク長期クレジットの割当申請を地区機関が検討・承認することによって，また投資財や建設作業の量を国家機関が割り当てることを通じて，国家によって統制されている。第8に，コルホーズ人事の決定の国家による掌握が見られる。

このように，計画決定，商品の生産と販売，生産財の取得，固定フォンドの償却，総所得の形成，労働報酬の分配，投資，人事というコルホーズ経営の基本問題に関して，国家意思の貫徹の傾向が見られ，コルホーズ経営の国家化という事態は，近年においても基本的には維持されていると思われる。しかしこの国家化は，スターリン時代のそれとはかなり異なるものである。スターリン時代の場合国家はコルホーズ経営の意思決定を行なうにもかかわらず，コルホーズ財政やコルホーズ員家計の面倒はみずそれにかんする責任は負わなかったから，コルホーズ員労働力再生産費の負担の個人化傾向が，コルホーズ経営の国家化とならんで，それと結びついて存在していた。この意味では，当時の国家化は一面的なものであったといえる。ところが近年においては，農産物国家買付価格の度重なる引上，ゴスバンクからのクレジットの供与，ゴスバンクに対する負債の返済免除などの措置によって，コルホーズ財政への国家による援助が行なわれ，コルホーズ員労働報酬資金が不足する場合もゴスバンクからのクレジットでまかなうことができるようになっている。このようにコルホーズは，経営上の意思決定においてだけでなく，その財政資金の面でも国家に対する依存を強めてきている。従って近年においては，コルホーズの一面的国家化ではなく，その全般的国家化の傾向が顕著だといえよう。

このように，コルホーズ「協同組合」は，ソ連型集権制の外部にそれと並んで存在したことは一度もなく，国営企業であるソフホーズと同様に，集権制の枠組に組み込まれてきた。特に近年のコルホーズの経営メカニズムは，ソフホーズのそれと多くの基本点で共通しているのが特徴になっており，従ってコルホーズがもつ主要な経済的刺激の形態も，国家買付価格とリンクされることになり，ソフホーズにおけるそれと基本的には共通したものとなっている。従って，コルホーズが協同組合企業として，国営企業であるソフホーズと異なる経済的刺激の独自の形態をもち，独自の創意を発揮する余地は，きわめて限られていると思われる。

[2] コルホーズ員の労働・所得・消費

戦前・戦後のスターリン時代におけるコルホーズ員は，既に述べたように，農家労働力の大体80%をコルホーズ社会化経営で支出していたにもかかわらず，社会化経営からの所得は農家所得の50%程度にしかならず，この意味で労働と所得のあいだのギャップは甚だしかった。そこで近年においては，コルホーズ員の労働と所得との関係がどのような状況にあるのかを，以下で検討することにしたい。

(1) 労　　働

まずコルホーズ員の労働がどのように配分されているかを概観する。第9表から明らかなように，ロシア共和国ロストフ州の調査によると，1973～74年に男子コル

第9表　1934年および1973-4年におけるコルホーズ員の年間時間配分

	時間支出(年間1人当り・時間)			
	男　性		女　性	
	1934年	1973-4年	1934年	1973-4年
社会的生産での労働	3168.0	2971.7	1152.0	2185.3
仕事と関連した活動	360.0	307.2	288.0	310.5
家事および個人副業での労働	432.0	732.5	3024.0	1872.4
そのうち個人副業	288.0	571.6	1008.0	435.6
小　計	3960.0	4011.4	4464.0	4368.2
生理学的必要の充足	3600.0	3516.6	3456.0	3396.3
自由時間	1044.0	1102.8	684.0	867.8
そ の 他	36.0	9.2	36.0	7.7
合　計	8640	8640	8640	8640

出所：[34] стр. 106.
備考：1934年については《Труд в СССР》(1935)よりとったものであり，1973-4年については，ロストフ州の調査にもとづく。

第10表 1952年～1972年におけるロシア共和国コルホーズ員の労働時間

(社会化経営における1労働可能コルホーズ員当り)

	労働日(時間)			労働年(稼得日数)			労働年(稼得時間)		
	男性	女性	全体*	男性	女性	全体*	男性	女性	全体*
1952年	8.9	8.4	8.5	277.8	242.5	248.3	2472.4	2037.0	2110.6
1960年	8.7	8.2	8.4	273.9	243.3	253.5	2429.9	1995.1	2129.4
1965年	8.4	7.9	8.1	280.7	248.1	257.9	2357.9	1960.0	2089.0
1970年	8.1	7.8	8.0	282.4	262.7	264.6	2287.4	2049.1	2116.8
1972年	7.9	7.8	7.9	283.0	267.6	270.6	2275.3	2087.3	2137.7

出所: [34] стр. 113.

備考: * 印の箇所には労働可能コルホーズ員以外に未成年者, 年金受給者が計算に含まれている。

第11表 コルホーズ員・家計所得構成 (%)

(A)	1940	1960	1965	1970	1975	1980
家計総所得	100	100	100	100	100	100 (100)
コルホーズからの所得	39.7	35.4	39.6	40.0	43.7	43.9(0)
家族構成員の賃金	5.8	8.5	7.4	8.4	8.1	9.6(71.7)
個人副業経営所得	48.3	42.9	36.5	31.9	25.4	25.3(3.1)
年金・奨学金・補助金およびその他社会的消費フォンドからの支出	4.9	10.2	14.6	17.9	21.4	19.5(22.8)
その他	1.3	3.0	1.9	1.8	1.4	1.7(2.4)
(B)	1958	1960	1963	1966	1969	
家計総所得	100	100	100	100	100	
コルホーズからの所得	39.6	38.2	41.5	47.6	46.8	
個人副業経営所得	45.3	46.3	44.5	37.0	34.1	
国家・協同組合組織からの所得とその他	15.1	15.5	14.0	15.4	19.1	

出所: 1) A欄の1960年については[40] стр. 563, それ以外については[44] стр. 385 よりとった。
2) B欄は[33] стр. 102 よりとった。

備考: 1) A欄の1980年の( )は, 同年の国営セクター労働者・職員の家計所得構成を示す。
2) B欄では, A欄の社会的消費フォンドからの所得が, コルホーズからの所得と国家・協同組合組織からの所得などとのあいだに配分してある。

ホーズ員は, 年間で社会化経営において2971.7時間働き, 個人副業経営において, 571.6時間働いており, 女子コルホーズ員はそれぞれ2185.3時間と435.6時間働いている。従って両労働時間の合計のうち社会化経営での労働が占める割合は, 男子コルホーズ員の場合で83.9%, 女子コルホーズ員の場合で83.4%となり, 男女ともに大体83%程度になっている。また第10表から明らかであるように, ロシア共和国全体で見ると, 社会化経営におけるコルホーズ員1人当り年間労働時間数は, ロストフ州の場合よりも少ない。さらに, B. グリニャニー, Г. マルトゥィシキンによると, 年間労働日数ノルマが280日のところ[89], 1974～75年において全国平均で社会化経営におけるコルホーズ員1人当り労働日数が243日であり, そこでの年間労働時間フォンド利用率は約87%であり, 機械手の場合であると90.4%, 馬による作業や手作業に従事するコルホーズ員の場合だと71%となっている[90]。従って, 平均的コルホーズ員のばあい, 自己の労働力の約80%を社会化経営において支出していると考えておくことができよう。

89) 文献[34]によると, 農村における年間利用可能労働日数は, 287日である。これは, 365日から, 52日(日曜日), 8日(祭日), 18日(休暇)を差し引いた残りである。しかしロシア共和国中央統計局などの調査によると, 病休, 管理部許可の欠勤, 追加休暇などの合計が平均12日に達するので, 実際には275日になる。なお1973年のロシア共和国での調査によると年間稼得労働日数はソフホーズ従業員1人当り282日, コルホーズ員1人当り277日であった(стр. 111)。ここで280日というノルマがどのように設けられているのか, B. グリニャニーらは明らかにしていない([17] стр. 6)。

90) [17] стр. 6, 14. なおグリニャニーらによると, 1974-75年平均でロシア共和国におけるコルホーズ員1人当り年間稼得労働日数は, 254となっており, 前注の数字と異なるが, この相異の理由は明らかでない。なお254日は, 287日の約89%になる。

(2) 所　　得

第11表A欄にも示されているように，1940年には，コルホーズ家計所得のうち48.3%が個人副業経営からの稼労所得であり，コルホーズからの労働報酬はその39.7%にしかすぎず，前者が後者を大巾に上廻っていた。この傾向は本稿Iでも述べたように，戦後復興期にはさらに強まったと推測される。50年代のコルホーズ員の家計所得構成を示す資料は入手困難であるが，50年代には農産物調達価格の引上などを通じて，社会化経営からの所得を引き上げる努力が行なわれたと思われる。しかしそれでもまだ1960年には，個人副業経営所得の方が社会化経営所得を上廻っている。この比率がわずかながらも逆転するのは，この表のA欄では1965年になっており，B欄の方でも1963年までは前者が後者を上廻っているから，大体1965年頃のことであると思われる。その後は社会化経営所得の比重が一貫して上昇し，それに対し個人副業経営所得の占める割合が一貫して減少してきた結果，1980年には前者が43.9%，後者が25.3%までになった。しかし国営セクターの労働者・職員の場合と比較すれば一見して明らかなように，個人副業経営所得の占める割合は今なお高く，コルホーズ員にとって個人副業経営のもつ意義は今だに大きいといえる。

次にコルホーズ員の社会化経営所得を国営セクターの労働者・職員の賃金と比較すると，第12表に見られるように1960年には国民経済全体の月平均賃金が80.6ルーブリであり，ソフホーズ従業員の月平均賃金が53.8ルーブリであるのに対して，コルホーズ員の月労働報酬は28.4ルーブリにすぎず，従ってそれは，国民経済全体では労働者・職員の月平均賃金のなんと35.0%[91]，ソフホーズではその月平均賃金の53.0%にしかならなかったことになる。その後コルホーズ員の社会化経営所得の増加率が他と比べて高かったため，1975年には，国民経済全体では労働者・職員の月平均賃金が145.8ルーブリ，ソフホーズではそれが126.7ルーブリ，コルホーズ員の社会化経営所得が91.6ルーブリとなり，前述の割合は，63.0%，72.0%にまで上昇した。さらに工業の労働者・職員とコルホーズ員とを比較してみると，第13表Aに示されるように1965年の場合，国営セクターの労働者・職員に関して，農業における月平均賃金は工業のそれの71.9%であり，他方第13表Bに示されるように，ソフホーズ労働報酬に対するコルホーズ労働報酬の比は68.0%であるから，コルホーズ員の月平均社

第12表　労働者・職員の賃金とコルホーズ員の労働報酬の増加(1960～1975年)　　(単位：ルーブリ)

	1960	1965	1970	1975
a. 国民経済全体平均の月賃金	80.6	96.5	122.0	145.8
b. ソフホーズ従業員の月賃金	53.8	74.6	100.9	126.7
c. コルホーズ員の月労働報酬	28.4	51.5	71.9	91.6
d. $\frac{c}{a}\times100(\%)$	35.0	53.0	59.0	63.0
e. $\frac{c}{b}\times100(\%)$	53.0	69.0	71.0	72.0

出所：[24] стр. 213.
備考：なお[23] стр. 45によると，1965年b. 74.6, c. 51；1968年b. 92, c. 66；1969年b. 93, c. 68；1970年b. 101.1, c. 75；1971年b. 106.6, c. 78；1972年b. 112.1, c. 81となっており，cの現物部分は国家小売価格で評価されていることが述べられている。

第13表　工業と農業における労働者・職員の月平均賃金およびコルホーズとソフホーズの労働報酬

(A)	1940	1960	1965	1970	1973		
a. 工業(ルーブリ)	34.1	91.6	104.2	133.3	147.3		
b. 農業(ルーブリ)	23.3	55.2	75.0	101.0	118.5		
c. $\frac{b}{a}\times100(\%)$	68.4	61.0	71.9	75.1	80.5		
(B)	1965	1967	1969	1970	1971	1972	1973
1人・日当り労働報酬(ルーブリ)							
コルホーズ	2.68	3.32	3.62	3.90	4.03	4.11	4.35
ソフホーズ	3.21	3.66	4.15	4.43	4.48	4.87	5.05
ソフホーズ労働報酬に対するコルホーズ労働報酬の比　(%)							
日　平　均	83.5	90.5	87.2	88.0	90.0	84.5	86.0
月　平　均	68.0	75.0	73.2	74.4	75.0	72.0	73.0

出所：[52] стр. 90-91.

91)　1940年代後半から50年代にかけてこの比率はもっと低かったと思われるから，コルホーズ員と労働者・職員との労働報酬の格差が当時いかに大きかったかが，推測できよう。

第14表 コルホーズ員と労働者・職員とのあいだの所得格差
（家族構成員1人当り実質所得比較） （%）

	1965	1976	1977	1978	1979	1980	1981
労働者・職員	100	100	100	100	100	100	100
コルホーズ員	75	85	87	88	89	89	89

出所：[41] стр. 487, [42] стр. 405, [43] стр. 387, [44] стр. 406, [45] стр. 380, [46] стр. 418.

会化経営所得は，工業労働者・職員の月平均賃金のおおよそ49%であったと考えられるが，1973年の場合にはおおよそ59%であり，両者間の所得格差は，他の場合に比べて相対的に大きくなっている。また社会的消費フォンドや個人副業経営などからの所得をも含めた家族構成員1人当り実質所得に関して，コルホーズ員と国営セクター労働者・職員とを比較した資料が1977年から発表されるようになっており，それによると第14表に示されるように，後者の家族構成員1人当り実質所得に対する前者のそれの割合は，1965年の75%から1981年の89%にまで高まっている。

上記の資料から明らかになることは，戦前・戦後のスターリン期におけるような，コルホーズ員は農家労働力の80%を社会化経営で支出しながら，そこからの所得はせいぜい農家所得の50%にしかならないという状況が近年克服されつつあるということである。近年では，社会化経営での労働力支出と個人副業経営での労働力支出との合計のうち，前者が約80%前後を占めるとき，両経営からの稼労所得合計のうち社会化経営からの所得が約65%に達している。従って，社会化経営と個人副業経営とにおける労働時間配分比と所得構成比とのあいだには，アンバランスがまだ残っているとはいえ，それは大巾に縮小されてきているのである。また，国営セクターとコルホーズセクターとのあいだの所得格差の是正も，近年かなり急速にすすめられてきている。それ故，社会化経営でのコルホーズ員の労働は，経済の論理の軌道上に近年ようやくのりつつあり，労働の非経済的強制は不要になってきたと思われる。

1974年の新パスポート制度の導入の決定の背後には，以上のような状況変化があると思われる。既に述べたように，1956年3月6日付決定以降，国家が義務的最低作業日数を定めることによって社会化経営での労働を法律的に強制する方式が廃止されていたが，新パスポート制度の導入は，コルホーズ員をコルホーズへの緊縛から解放する方向にさらに前進することを意味するものであった。旧国内パスポート制度のもとでは，都市住民にはパスポートが発給されたのに対して，コルホーズ員にはそれが与えられず，またコルホーズを勤務地とする者はコルホーズ内に定住地を持つ以上，コルホーズ員がコルホーズ員の資格において都市住民用パスポートの発給を受けることはできなかったし，その上パスポートなしに都市に住む者は，罰金をとられ追放処分を受けるように定められていたから，コルホーズ員の都市への自由な移住は不可能であった。他方労働力募集の情報は「組織的労働力募集委員会」から労働力予備をもつコルホーズに送付される「労働力提供命令書」か，労働力募集のため農村に派遣される経済機関の代表によってもたらされ，募集は企業の代理者とコルホーズ員とのあいだの契約にもとづいて行なわれたが，この契約はコルホーズ理事会に登録しその同意を得ることが義務づけられていた。またコルホーズ理事会は登録なしに自分勝手に出稼に出たコルホーズ員を，コルホーズから除名するよう義務づけられ，さらに都市に移住するのに必要なパスポートの発給手続きは，コルホーズ理事会と地方ソヴェト機関によって行なわれることになっていたから，コルホーズ員の自由な転職と移住は不可能だったのである[92]。

1974年8月28日付ソ連邦閣僚会議決定「『新パスポート規程』の承認について」によると，新パスポートの発給は，1976年から81年にかけて，コルホーズ員を含む全市民に対して実施されることになっている[93]。『新パスポート規程』によれば[94]，移住は住民登録抹消手続とパスポートの査証手続にもとづくようになり，後者の申請にさいしては，住宅面積提供者の同意が必要なことが定められたが，『新パスポート規程』の付随規程『市民の査証規則について』によると，都市のばあい，新規居住者の受入によって1人当り住宅面積が当該都市の規準値を下廻ってはならないと定められているから[95]，この面からの移住制限はコルホーズ員に対してだけでなく一般に存在している。また1969年に定められた『コルホーズ模範定款』では，コルホーズからの脱退に関して，「コルホーズ員のコルホーズからの脱退願は，願出の日から3ヶ月以内にコルホーズ理事会とコルホーズ員総会で検討されなければならない」[96]（第7条）と規定されるにとどまっているが，これは，脱退希望者の一方的意思表明によって脱退が可能であり，コルホーズに脱退希望者を強制的にとどめておくことはできない，というよう

92) [7] p. 330.
93) [59] 1974, No. 19, стр. 387.
94) Там же, стр. 388–396.
95) Там же, стр. 397.
96) [59] 1969, No. 26, стр. 645.

に解説されている。しかし実際には困難が生じており，上記の規程にどのような意味を込めるかによって解決の仕方が異なっていると言われており[97]，たとえば3ヶ月間を脱退予告期間と解釈しようとする見解もある[98]。従って，コルホーズ員の移住や転職の制限が完全に解消されたのかどうかについては，疑問の余地が残るところであるが，しかし全体としてその解消の方向にかなり進んできたことは間違いないように思われる。

以上の検討から導き出される結論の1つは，コルホーズ制度は社会化経営での労働を非経済的諸強制によって確保していた状況からようやく脱皮し，そこでの労働を経済的刺激によって曲りなりにも確保することができるようになったばかりである，ということである。従って，経済的刺激にもとづいた効率的経営の組織化という課題をコルホーズの現実にそくして提起することが，ようやく可能になりつつあるのが現状だと思われる。しかしコルホーズ経営メカニズムのこれまでの発展は，コルホーズ財政に対する国家の無責任放置から出発して，第15表にも見られるように，国家買付価格の引上など，一貫してコルホーズに対する国家資金の供給を通じてすすめられてきたものである。国家買付価格の引上，ゴスバンク・クレジットの供与，負債の返済免除，弱小コルホーズのソフホーズ化などに象徴されるように，コルホーズ財政上の困難は国家の側からの援助により解決する方向がとられてきたし，またそうならざるをえなかったと思われる。従って，コルホーズやソフホーズの社会的経営における労働の経済的刺激の形成は，同時に国家資金に対する依存心の形成を伴うことになったと思われる。このような点から見ても，コルホーズやソフホーズにおける効率的経営の確立という課題は，解決の難しい問題だといえよう。

第15表　1965～74年のコルホーズ総所得の増加要因

（単位：10億ルーブリ）

	1965年	1966～1970年	1971～1974年	10年間の総計
1964年の水準に対する総所得の追加総額	2.7	36.3	59.7	98.7
（うちわけ）				
・買付価格引上による追加	2.1	21.1	33.6	56.8
・労働生産性上昇による追加	0.5	12.5	17.6	30.6
・他の要因による追加	0.1	2.7	8.5	11.3
物質的支出の上昇による所得の減少	−0.5	−10.5	−29.2	−40.2
総所得の純増	2.2	25.8	30.5	58.5

出所：[51] стр. 77.

97)　[27] стр. 118–9.

98)　[36] стр. 27.

(3)　消　　費

T. ザスラフスカヤらによると，ノヴォシビルスクのコルホーズやソフホーズのばあい，社会的経営で働いたうえに個人副業経営でも働く農民の労働時間は，週に51～54時間に達しており，都市の週労働時間を10～13時間上廻っている。その結果，農村住民の自由時間は都市住民よりも著しく少なく，ノヴォシビルスクの農村調査では，調査に答えた人の43%が自由時間が全くないと述べるかほんのわずかしかないと述べている。農村では世代の自然的交替にともない教育・文化水準が高まっており，文化的要求の充足が重視されるようになった結果，とくに若い世代が個人副業での労働をひどく嫌うようになっている[99]。

コルホーズ員の貨幣所得は著しく増加してきたが，それが必ずしも実質所得増につながらない大きな原因は，農村住民のばあい商品へのアクセスがとくに限られている点である。農村住民が消費財を入手する可能性を制限している事情として，T. ザスラフスカヤらは次の5点を指摘している。第1に，都市住民の消費は商品購入に全面的に依存するのに対して，農民の消費は，食糧のばあい非商品化生産物に依存することが多く，その結果，食品のアソートメントや品質が制約される。第2に，消費協同組合の商品フォンドは農村住民の需要を充足するには不足しており，農民は自己の消費協同組合でたとえば肉，魚，果物，ミルク，乳製品などを買えないことが少なからずある。第3に，工業で生産されて農村住民に供給される大衆消費財のアソートメントが都市に比べて狭く，その品質も悪い。その結果，農村住民は自己の所得のかなりの部分の支出を都市で，そこへ行くための追加的貨幣と追加的時間の支出を伴って，行なうことを強制されている。それにもかかわらず，多くの商品に対する彼らの需要は充足されないままである。農村住民の預金が都市住民のそれよりも急速に増加しているのは，偶然ではない。この点については，第16，第17表からも明らかである。農村における農村住民1人当り商品販売高は，非食糧品のばあい1975年で213ルーブリであるのに対して，都市における都市住民1人当り商品販売高は，同じく493ルーブリに達しており，後者は前者の2.3倍になっている。このような農村住民の商品購入額の小ささが購入資金不足によってもたらされたものでな

99)　[48] стр. 22–3.

第16表 都市と農村における小売商品販売高格差

	A. 都市における都市住民1人当り商品販売高(ルーブリ)			B. 農村における農村住民1人当り商品販売高(ルーブリ)			C.	$\frac{A}{B}$	
	合 計	食糧品	非食糧品	合 計	食糧品	非食糧品	合 計	食糧品	非食糧品
1965	—	—	—	222	121	101	3.0	3.2	2.7
1970	873	485	388	334	185	149	2.6	2.6	2.6
1971	912	503	409	357	198	159	2.6	2.5	2.6
1972	948	518	430	384	211	173	2.5	2.5	2.5
1973	975	531	444	407	222	185	2.4	2.4	2.4
1974	1012	549	463	431	232	199	2.3	2.4	2.3
1975	1064	571	493	458	245	213	2.3	2.3	2.3

出所: [32] стр. 64, 67.
備考: B では，農民の都市での商品購入は，計算に入っていない。

第17表 貯金局への貯金(年末)

	1940	1965	1970	1975	1976	1977	1978	1979
貯金局数(千)	41.6	73.6	78.3	79.9	80.1	80.4	80.6	80.5
都 市	10.3	22.3	23.5	24.1	24.3	24.6	24.9	25.0
農 村	31.3	51.3	54.8	55.8	55.8	55.8	55.7	55.5
貯金数(100万)	17.3	57.4	80.1	106.6	113.1	120.0	127.4	135.5
都 市	11.6	42.2	58.9	78.9	84.0	89.3	95.1	101.4
農 村	5.7	15.2	21.2	27.7	29.1	30.7	32.3	34.1
貯金額(10億ルーブリ)	0.7	18.7	46.6	91.0	103.0	116.7	131.1	146.2
都 市	0.6	14.0	34.1	66.1	75.1	85.3	96.0	106.9
農 村	0.1	4.7	12.5	24.9	27.9	31.4	35.1	39.3
平均貯金額(ルーブリ)	42	326	581	854	911	972	1029	1080
都 市	50	332	578	837	895	954	1009	1055
農 村	26	309	591	900	957	1025	1087	1154

出所: [44] стр. 435.

いことは，農村住民の平均貯金額の伸が都市住民のそれを上廻っていることから明らかである。第4に，農村においてサービス企業が不足しており，これが有料サービスをうける農村住民の可能性を制限している。第5に，都市では住宅フォンドの90%以上が国家に属し，住宅の建設や修理などの費用の大部分を国家が負担するのに，住民の支払う使用料はその費用のごくわずかにしかすぎない。ところが農村家族の59%が自分の家に住み，39%がコルホーズやソフホーズの家に住み，2%が親類などの家に住んでいる。従って農村住民は，住宅の獲得という点でも，不利な立場におかれている[100]。

従って，農村住民は都市住民に比べて，労働負担が大きいわりには，貨幣所得が小さく，その上消費財とサービスへのアクセスも小さいということになる。このような状況のもとでは，農産物の生産・販売の増加と貨幣所得の増加とをリンクさせる経済的刺激の方法が機能する余地も，限られたものとならざるをえないと思われる。

100) Там же, стр. 25-6.

おわりに

このように見てくると，ソ連で社会主義の確立が宣言された1930年代半過以降近年にいたるまで，コルホーズが，経営上のオートノミーと加入・脱退の自由とをともに保証される協同組合企業であったことは，1度もなかったように思われる。コルホーズ経営の基本問題に関する意思決定は，共産党と国家機関によって掌握され，多少の変化があったとはいえ基本的には一貫して，国家に帰属していたからである。この意味で，コルホーズ制度はその確立の当初から国家化していたということができる。しかしながらこのことは，コルホーズが国営企業であるソフホーズと全く同一であるということを意味するものでは決してない。そこには差異が存在するし，またその差異が甚だ重要な意味を持っていた時期すらある。ここでいう差異には，企業の組織編成の原則とか計画の作成・審議・承認の手続とかいった差異も勿論含まれるが，より重要なのは，社会的経営での労働報酬に関する国家による保障の有無である。戦前・戦後のスターリン

時代において，国営企業の労働者がその賃金を国家によって保障されていたのに対して，コルホーズ員は「協同組合」を理由にして労働報酬の保障が与えられず，その労働力再生産は個人「副業」経営からの所得に，主として依存せざるをえなかった。それ故そこには，意思決定の国家化とならんで労働力再生産費負担の個人化の傾向が存在していた。この意味で，コルホーズの国家化は一面的なものであった。従って，当時の「コルホーズ的・協同組合的所有」制度の実際の内容は，コルホーズの意思決定の国家による横奪，所得面での無責任放置および労働の非経済的諸強制を特徴とする，国家へのコルホーズ員の隷属関係であったと思われる。従ってまた，ネップの時期に商人としての個人農をその利益を媒介として協同組合に組織することを目指した，レーニンの協同組合構想と，このようなコルホーズ制度との間には，深い断絶が横たわっているのであって，両者間の継承性を強調することにはかなり無理があるといえよう。

当時のコルホーズ制度がそのようなものであったとするならば，1950年代半ごろまでのコルホーズを念頭において，コルホーズセクターの農民の労働も統合された生産者の直接に社会的な労働としてあらわれるとみなす見解が，所得面での個人化を無視したいかに一面的な議論であったか明らかであろう。しかしそれと同時に両者の差異を少なからず強調したかつての通説的見解すなわち社会的所有の2形態論も，事実の検証に耐えないことが判明する。この見解においては，国家的所有とコルホーズ的・協同組合的所有とは，ともに私的所有と階級対立を除去し，共同の生産手段と集団労働を前提し，労働に応じて分配し，単一国民経済計画にもとづき発展している点で共通性をもつが，コルホーズが国営企業と異なり集団所有におかれているため，国家計画の枠内でコルホーズ経営問題を自主的に決定し，対国家的義務の遂行の後には生産物を自由に処分し，コルホーズ総会で議長を選出することができ，またコルホーズ員所得はコルホーズ所得の水準に依存する点で，両者は異なると主張される。しかしこれらの点に差異を求めることは，コルホーズ経営の基本問題に関する意思決定が実際には国家に帰属しているという事実に反するし，またコルホーズ員所得がコルホーズ所得水準に依存するという考え方は，コルホーズが自ら主体的に経営しているという事実に反する仮定を前提しているから，説得的ではない。コルホーズ員の低所得は，むしろ国家によるコルホーズ支配の結果だったのである。

スターリン時代のコルホーズ制度のもとでソ連農業は荒廃した結果，ソ連指導部は政策転換を迫られたが，それは非経済的強制による労働から経済的刺激による労働への転換の方向であった。そしてこの転換は，国家買付価格の引上や対ゴスバンク債務の返済免除などに象徴されるように，コルホーズ財政への国家援助という形態で行なわれた。弱小コルホーズのソフホーズ化も同主旨の政策であったといえる。従って，経済的刺激の強化の過程は，同時にコルホーズ財政やコルホーズ員家計の国家資金に対する依存の強化の過程でもあった。この意味で，コルホーズは意思決定の面からだけでなく財政面からも国家化されてきたと言える。それ故，近年のコルホーズの国家化はその一面性を脱して，全面的になりつつあると思われる。新パスポート制度の導入が1976年から1981年の間に行なわれる予定であったことに示されるように，近年ようやく非経済的諸強制が解消され社会的経営での労働が曲りなりに経済的刺激にもとづいて確保されるようになってきたというのが，ソ連農業の現状の一面であろう。だがこのような経済的刺激の形成は，同時に国家資金に対する依存心の形成でもあったと思われるから，コルホーズやソフホーズにおいて，自主的，積極的な効率的経営を経済的刺激にもとづいて組織するという課題の解決は，この点からも，決して容易でないように思われる。

コルホーズのこのような発展を考慮すれば，コルホーズ財政の国家化だけに注目してコルホーズの国家化傾向を指摘するのは，一面的であることがわかる。またソ連における所有の2形態接近論のように，協同組合的企業であるコルホーズが国営企業であるソフホーズに接近し，協同組合的所有が国家的所有に接近してきているという理解も，誤りである。それはソ連農業に存在しなかったものを存在したかのように論ずる詭弁だからである。

西村可明
（一橋大学経済研究所）

参考文献

［1］ 宮鍋幟『ソヴェト農産物価格論』岩波書店，1967年。
［2］ 中山弘正『現代ソヴェト農業』東大出版会，1976年。
［3］ フルシチョフ経済論集刊行会訳『フルシチョフ経済論集』刀江書院，第1巻，1964年。
［4］ マラフェーエフ著，岸本重陳訳『ソ連邦価格形成史』竹内書店，1968年。
［5］ ノーヴ著，石井・奥田・村上訳『ソ連経済史』岩波書店，1982年。

[6] ヴォスレンスキー著，佐久間・船戸訳『ノーメンクラツーラ』中央公論社，1981年。
[7] 『経済研究』第33巻，第4号，1982年，10月。
[8] Belof, F., *The History of a Soviet Collective Farm*, London, 1956.
[9] Jasny, N., *The Socialized Agriculture of the USSR*, Stanford, California, 1947.
[10] Алферьев, В. Ф., и др., 《Организация материально-технического снабжения колхозов и совхозов》 М., 1976.
[11] Белоусенко, Г. Ф. 《Финансовое хозяйство колхоза》 М., 1973.
[12] Биденко, Д. С. 《Фонд оплаты труда в колхозах》 М., 1975.
[13] Блановский, А. Н. 《Доходы колхозов и их распределение》, Кишинев, 1974.
[14] Бондарчук В. Ф. и др. 《Планирование в колхозах и совхозах》 Минск, 1979.
[15] Волков, И. М. 《Трудовой подвиг советского крестьянства в послевоенные годы》 М., 1972.
[16] Вылцан, М. А. 《Завершающий этап создания колхозного строя》 М., 1978.
[17] Глиняный, В. Г. и Мартышкин, Г. С. 《Использование рабочего времени в растениеводстве》 М., 1978.
[18] Долотов, А. П. и Селезнев, С. Н. 《Товарно-денежные отношения в колхозном производстве》 М., 1978.
[19] Казьмин, И. Ф. 《Производственно-хозяйственная деятельность колхозов》 М., 1972.
[20] Ким, И. Л. и Пацан, А. Ф. 《Финансы государственных сельскохозяйственных предприятий》 М., 1976.
[21] Косинский, В. Н. 《Распределение доходов в колхозах》 М., 1971.
[22] Краснопояс, Ю. И. 《Управление колхозном производством》 М., 1977.
[23] Кузнецов, Г. Я. и Хорзов, С. Е. 《Распределениепо труду : пути совершенствования》 М., 1974.
[24] Майер, В. Ф. 《Уровень жизни населения в СССР》 М., 1977.
[25] Малафеев, А. Н. 《История ценообразования СССР》 М., 1964.
[26] Островский, В. Б. 《Новый этап в развитии колхозного строя》 М., 1977.
[27] Панкратов, И. Ф. 《Колхозная демократия на современном этапе》 М., 1974.
[28] Пешехонов, В. А. 《Роль товарно-денежных отношений в плановом руководстве колхозным производством》 Ленинград, 1967.
[29] Тонкович, В. С. 《Хозяйственный расчет в колхозах и совхозах》 Минск, 1975.
[30] Хрипливый, Ф. П. 《Формирование и распределение доходов в колхозах》 М., 1973.
[31] Хрущев, Н. С. 《Строительство коммунизма в СССР и развитие сельского хозяйства》 М., 1962, Т. 1.
[32] Шиманский, В. П. и Орлов, Я. П. 《Торговля и благо народа》 М., 1977.
[33] Шмелев, Г. И. 《Личное подсобное хозяйство и его связи с общественным производством》 М., 1971.
[34] 《Бюджет времени сельского населения》 М., 1978.
[35] 《История колхозного права》 М., 1958, Т. II.
[36] 《Колхознику о правах и обязанностях》 М., 1978.
[37] 《Колхозы во второй сталинской пятилетке》 М., 1939.
[38] 《Мартовский пленум ЦК. КПСС о подъеме сельского хозяйства》 М., 1965.
[39] 《Народное хозяйство СССР в 1922-1972》 М., 1972.
[40] 《Народное хозяйство СССР в 1972》 М., 1973.
[41] 《Народное хозяйство СССР за 60 лет》 М., 1977.
[42] 《Народное хозяйство СССР в 1977》 М., 1978.
[43] 《Народное хозяйство СССР в 1978》 М., 1979.
[44] 《Народное хозяйство СССР в 1979》 М., 1980.
[45] 《Народное хозяйство СССР в 1980》 М., 1981.
[46] 《Народное хозяйство СССР в 1922-1982》 М., 1982.
[47] 《Производственные фонды в колхозах и совхозах》 М., 1972.
[48] 《Социологические исследования сибирской деревни》 Новосибирск, 1976.
[49] 《Справочник по планированию сельского хозяйства》 М., 1981.
[50] 《Справочник председателя колхоза》 М., 1972.
[51] 《Финансы и кредит в системе хозяйственного расчета совхозов и колхозов》 М., 1976.
[52] 《Экономический закон распределения по труду》 М., 1975.
[53] 《Вопросы экономики》.
[54] 《Коммунист》.
[55] 《Плановое хозяство》.
[56] 《Правда》.
[57] 《Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам》.
[58] 《Собрание законов и распоряжений》.
[59] 《Собрание постановлений правительства СССР》.
[60] 《Социалистическое сельское хозяйство》.
[61] 《Экономическая газета》.